

平成15年3月11日

1. 出席議員

1 番	水 頭	喜 弘	13 番	田 中	教 英
2 番	橋 爪	敏	14 番	青 木	幸 平
3 番	光 武	勝 利	15 番	中 村	清
4 番	山 口	瑞 枝	16 番	谷 口	忠 雄
5 番	中 村	雄一郎	17 番		(欠番)
6 番	橋 川	宏 彰	18 番	小 池	幸 照
7 番	森 田	峰 敏	19 番	東	邦 彦
8 番	北 原	慎 也	20 番	吉 田	正 明
9 番	笠 告	文次郎	21 番	谷 川	清 太
10 番	寺 山	富 子	22 番	松 尾	征 子
11 番	中 西	裕 司	23 番	岩 吉	泰 彦
12 番	井 手	常 道	24 番	中 島	邦 保

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	大 串	昭 則
局 長 補 佐	関	正 和
管 理 係 長	坂 本	芳 正

平成15年3月11日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第2号 | 専決処分事項の報告について（報告） |
| 日程第2 | 議案第9号 | 鹿島市税条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第11号 | 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第12号 | 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第13号 | 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第14号 | 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第15号 | 平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第16号 | 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第17号 | 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第18号 | 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第19号 | 平成14年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第20号 | 平成14年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第21号 | 市道の路線認定について |
| | 議案第22号 | 市道の路線認定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 議案第23号 | 市道の路線変更について（質疑、討論、採決） |

午前10時1分 開議

○議長（中島邦保君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

日程第1 報告第2号

○議長（中島邦保君）

それでは、日程第1．報告第2号 専決処分事項の報告についてであります。

当局の説明を求めます。正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

おはようございます。それでは、報告第2号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書1ページをごらんください。

これは印鑑損傷事故による損害賠償を、市長の専決処分により処理させていただいておりまして、その事故の内容を御説明申し上げます。

昨年の12月10日午後5時過ぎ、火曜日でございますが、相手方が印鑑登録に来庁されました。受け付けをしました職員が印鑑を預かりまして、パソコンに登録日及び登録番号等のデータを入力、その後、印鑑登録原票というのがございますが、これに印鑑を押印をいたしまして、そして、これですべて登録手続が終わりましたので、印鑑をお返しするために、ティッシュで印鑑をふいていて誤って床に落としてしまいまして、ひびを入れてしまったものでございます。

この事故につきましては、職員の不注意によるものでございますので、相手方の過失は認められないということで、印鑑をつくり直していただきまして、議案書記載の133千円を支払い、その他の請求は今後一切ないということで、平成15年1月27日に示談が成立いたしましたので、支払いをしたところでございます。

なお、その損害額につきましては、鹿島市が加入しております全国市長会市民総合損害賠償保険から一部補てんをされております。

窓口の対応につきましては、日ごろからトラブルがないようにということで、十分注意をいたしておりますが、今回このような事故を起こしてしまいまして大変申しわけなく思っております。今後、二度とこのようなことがないように、さらに注意をしながら、窓口対応を行っていきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中島邦保君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

お諮りいたします。議案第9号から議案第23号までの15議案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号から議案第23号までの15議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第9号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第2．議案第9号 鹿島市税条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

議案第9号の御説明を申し上げます。

議案書は9ページから10ページでございますけれども、別冊の議案説明資料で御説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

鹿島市税条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をいたします。

今回のこの条例の改正は固定資産縦覧台帳の縦覧の法律整備に伴う改正でございます。

それでは、説明をいたします。

固定資産税課税台帳の閲覧の手数料、これは第73条の2項と第73条の3項を新たに整備をして、挿入をするものでございます。

73条の第2項につきましては、納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しないというものでございます。

73条の3項については、固定資産税台帳に記載されている事項の証明の交付手数料は、鹿島市手数料条例により徴収するというので、手数料条例に委任をするものでございます。

次に、手数料条例の一部改正について御説明をいたします。

第2条の2項に固定資産課税台帳の閲覧、1件につき300円。それから、3号に固定資産課税台帳記載事項に関する証明1枚につき300円というものを挿入をして、固定資産税の課税台帳の手数料を明確に示すものでございます。

なお、縦覧につきましては、この手数料については無料ということになっております。

以上で御説明を終わりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第9号 鹿島市税条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第3、議案第10号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

おはようございます。議案第10号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は11ページから13ページでございます。

今回の改正は、乳幼児の医療費の助成対象を、現在3歳の誕生日の属する月までとなっており、これを歯科については、4歳の誕生日の月まで対象を拡大するため、所要の改正をするものであります。

別冊の議案説明資料、3ページからであります。

新旧対照表のとおりであります。

まず、第2条は、乳幼児の定義で「3歳」を「4歳」と改めるものであります。

第3条は、第2条の「0歳から4歳未満児」を「3歳未満児」と「それ以外」とに区分するものであります。

第4条第1項から第3項までの改正は、第3条に第2項を設けたことから、条文を整理したものであります。

同条第5項は、3歳以上4歳未満の児童が保健医療機関等において、歯科医療の保険給付

につき一部負担金を負担した場合は、その一部負担金に相当する額を助成する規定を新たに設けたものであります。

第5条の改正は、第3条の改正に伴う条文整理であります。

第6条の改正は、まず第1号であります。乳幼児の出生から3歳の誕生日の属する月まで助成する規定で、第2号は歯科医療について、3歳の誕生日の属する月の翌月から4歳の誕生日の属する月まで助成するというものであります。

第7条第1項及び第2項の改正は、第3条の改正に伴う条文の整理です。

同条第3項の改正は、第6条第2号の歯科医療に係る助成は申請に基づき行う規定であります。

第8条に第2項を設けたのは、鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例、または鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の給付を受けるとき、助成対象を拡大した歯科医療については、これを適用しないという規定であります。

第9条の改正は、条文の整理であります。

改正条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

22番です。ただいま説明していただきました件につきまして、質問をしたいと思いますが、これまでも乳幼児医療費の助成制度については、再三要求を続けてきておりますし、さらには多くの子供を持つお母さん方を中心として、市民の皆様方の大きな願いでありますので、今回の制度改正というのは、一歩前進というところで、本当にうれしく思っております。

特に少子化対策の問題、この不況の中での取り組みというのは、本当に大事なことだと思っております。

で、質問に入りたいと思いますが、まず、第1点として、一般質問のときも申し上げましたが、この3月議会でさらに県内でも、何カ所か自治体でこの取り組みが進んでいきますが、その辺の県内の状況がつかまれておりましたら、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。私どもが情報を収集した段階では、7市の中では、多久市、鳥栖市などが一部……。いや、多久につきましては歯科のみという情報でございますが、鳥栖については全疾患の入院についてということでございます。

あと、市町村では歯科のみとか、それから全疾患で入院のみとか、いろいろあるようでござ

ございますが、私どもで把握したところでは、14町村が何らかの助成をしているというふうに理解しております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

はい、ありがとうございます。これから具体的に出ていないところでも調べてみますと、それぞれがさらに年齢の拡大に当たっては取り組み、調査が進んでいるようですので、ぜひ今回4歳のみを歯科ということで、制度化をしていただくようになりましたが、さらに進めていただくことをお願いして、次の質問に入りたいと思いますが。

今、3歳までの医療費については現物給付ということで、これも以前は申請をすることによって、助成をいただくという形になっておりましたが、流れの中で現物給付ということになっておるわけですね。本当に皆さんが喜んでもらっておりますが、今回のこの3歳の医療費につきましては、歯科のみの分については、これまで以前のように申請をして、後で助成をいただくというようになっていると思いますが、いろんな問題があることはわかりますが、できれば——できればじゃなくて、ぜひこれについても、窓口での現物給付という形をとることが私は大事だと思いますが、どういう障害があつて、それができないのか。そして、それをするためには、どういう障害を取り除いていったらいいとお思いなのか、その辺お尋ねをします。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。特に障害と申しますのは、まず、今乳幼児医療で、病院の窓口で無料——正確には月300円の一部負担がありますが、そこで医療機関あるいは国保連合会、こういうところと県との間で取り決めを行って、そしてこの乳幼児につきましては、県が、というか国保連合会ですね、ここが中に入ってもらって、そして窓口が無料という、そういう仕組みになっております。そういう関係がなかなかそれぞれの市町村で、これを制度化することについてはなかなか調整が難しいということで、各市町村で独自にやっている部分につきましては、やはり申請に基づき、助成をします。こういうことになっております。これが県全体でこの制度が取り組まれるということになれば、その辺のところはクリアできるんじゃないかというふうに思いますが、今の段階では、そこまでは至っておりません。

以上です。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

桑原市長にお尋ねしますが、せっかく制度を拡大していただいて、多くのお母さんたちが喜んでおりますね。今申し上げました窓口現物給付の問題ですね。この分だけは今までのように申請をしなくてはいけないと。今お話では国保連合会との問題があるようですね。

しかし、それも複雑な問題があるかもわかりませんが、自治体としてそれなりの手だてをすることによって、また国保連合会との話し合いをすることによって、これは取り除かれると思うんですよね。それでかえって一方は現物給付だ、一方は申請をせんといかんのだということになりますと、利用する人たち自体も戸惑うところもありますが、事務をする側としてもやっぱり複雑になっていくんじゃないかと思いますが、その辺で何か市長、国保連合会との話し合いを進めるなどして、何とか早く努力してもらえないかなと。今までの現物給付についても何度も申請主義をとっているときにお話ししてましたら、県との関係だということで大分論議をしてきたわけですが、その辺せっかくですから、今回こういう規定になっていますが、何とかそこそこは努力していただけないかと思いますが、市長お答えください。
(「ちょっと打ち合わせをさせてもらえませんか」と呼ぶ者あり)

○議長（中島邦保君）

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの課長の説明にもございましたように、このことは国保連合会の対応の問題というふうなことのようにございます。

御存じのように私国保連合会の理事長もしておりますので、いわゆる実務的な事務的なことをちょっと私がよくわかりませんので、理屈から言えば、今議員が申されたようなことであるというふうなことは私も理解できますので、ちょっと国保連合会とも事情を聞いてみたいと思います。その上で、できるようなことがあれば、連合会側としても対応すると、こういうことになっていくと思いますので、ちょっとそのあたりはもう少し勉強させてください。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

取り組んでいただくということですが、せっかく自治体が独自でやることですから、その点についても独立した対応はできることが望ましいと思いますので、ぜひお願いをしたいと

思います。

私が申し上げたいのは、一昨日ですか、鹿島じゃないですがね、3歳の子供さん風邪だということで病院に行かれて、本当に何ちゅうことなかったということですが、帰ってから亡くなっていたということ、私は本当に寝とんさったら亡くなっただけというのを聞いて、知り合いのお孫さんでもありましたので、特に心を痛めたんですがね。子供というのは、本当にどういう形で急変するかわからないという、そういう状況にあると思うんです。だから、こんくらいやっけんもう病院に連れて行かんでよか、金もかかっしというようなこともあるわけですね。病院に行ったらそういう事態が生まれて、本当に残念でありませんが、そういう事態が生まれるという状況です。お金がなかけんちょっとこんくらいない我慢していつちよこうじゃなかかかというたことで、問題が——その方はそうじゃないですけどね。問題が起きたらこれは大変ですので、ぜひ子供たちの医療費については、今後さらに年齢の拡大をして、子供たちの命と健康を守るという立場で取り組んでいただきますことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第10号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第4、議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

御説明いたします。議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は14ページ、15ページであります。

別冊の資料で7ページです。

今回の改正は、老人保健等医療保険制度の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

第7条、支給の時期であります。老人保健等医療保険制度の改正により、医療費の自己負担限度額がこれまで外来は個人単位であったものが、外来、入院とも個人の限度額が設定され、さらに、世帯単位での限度額も設定されることにより、保険者の高額医療費の給付を待たなければなりません。このようなことから、医療費助成額の決定が出来るため、支給の時期を、これまで申請から1月以内としていたものを、速やかに内容を審査し、助成額を決定し、支給するように改正するものであります。

なお、この条例は平成15年4月1日より施行するものであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。16番谷口忠雄君。

○16番（谷口忠雄君）

16番の谷口です。この議案第11号の支給対象者、これは多分障害手帳の1級を持っておられるものと思いますけれども、市長が速やかに内容を審査しということですが、速やかに内容を審査しということは内容はどんなものか。治療の内容であるのか、それとも本人の健康状態なのか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。まず、申請があります。その内容をまず審査するということになります。氏名、年齢、保険機関、そういうところと、あと医療費関係であります。まずはその点検をいたしまして、そして、先ほど申し上げました高額医療ですね、限度額がそれぞれ決まっておりますが、限度額を超えた医療費につきましては、高額医療費の給付が保険機関の方からあります。保険者の方からあります。それを確かめた上でというのが「審査し」という意味のことですが、それを確かめた上で助成額を決定すると、こういうことになります。

以上です。

○議長（中島邦保君）

16番谷口忠雄君。

○16番（谷口忠雄君）

ちょっといささか考え違いがあったわけですが、今、説明によりますと、高額医療の枠を超えた高額、これに対する審査内容、こういうことを申されたと思いますが、私の考えは、一般的に重度身体障害者が医療に携わる治療費は申請して、その補助を受けて

いるというのが本旨でありますから、その関係と思いましたが、高額医療関係なのでしょうか。今私が申しあげました一般の治療は対象外でございましょうか。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。重度心身医療費の助成という、この対象を申し上げます。

身体障害者手帳、これの1級、それと2級、これが身体障害者関係では重度と通常申し上げます。

それから、知的障害につきましては、療育手帳A、Bとありますが、重度の方がAということで、この所持者を対象に医療費の助成をすると、こういう仕組みになっております。

（「高額医療ということになっているわけ」と呼ぶ者あり）

失礼しました。高額医療につきましては、この助成の仕組みからまず申し上げますと、医療費については全額無料にするという仕組みでございしますが、それは高額医療ということで、保険機関の方から限度額を超えたものについては給付がありますので。（「はい、それはわかります」と呼ぶ者あり）

○議長（中島邦保君）

谷口忠雄君。

○16番（谷口忠雄君）

今、課長が説明されているのはわかります。

私が聞いているのは高額医療なのか、それとも一般の身障手帳の1級、2級を持っている人が、一般の医者にかかった治療の補助なのか、どちらかということを知りたいです。高額医療の内容はわかりますよ。（「高額医療を対象にしたものなしか、一般の……」と呼ぶ者あり）

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

実質的に医療費として、障害者が支払われた金額を助成するということであります。

以上です。

○議長（中島邦保君）

16番谷口忠雄君。

○16番（谷口忠雄君）

ちょっと説明がちぐはぐでございすけれども、実質的に重度身体障害者の治療費と言われますけれども、先ほどは一番当初に私が質問いたしました、市長が速やかに審査するというのは、その内容はどんなものかということですね。どういうものを審査されるかというこ

とです。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。先ほどから申し上げておりますが、とにかく申請書を受けます。受けますと、申請書を点検して、そして、その点検をする中に、先ほど高額医療の対象になっていたという場合は、その対象になるものを確認した上で、そして助成額を決めます。そして給付すると、こういうことであります。（「高額医療の場合だけを対象にしたものなのか、それば聞きよっです」と呼ぶ者あり）

高額医療、それから高額医療関係なく、医療費については、実質的に無料ということになります。

以上です。

○議長（中島邦保君）

16番谷口忠雄君。

○16番（谷口忠雄君）

先ほどから申し上げますように、高額医療の対象、それは内容もよくわかりますし、一般の重度身体障害者の治療費、それも対象になるということ、今から先、市長が審査をされると、その申請の内容によってね、そういうことでしょうか。そういう意味じゃないですか。

例えばですね、私が申し上げますのは、今までは、この旧の方には市長の審査というのは、速やかな内容の審査をするということはないわけですね。市長が速やかに審査をするということが今度うたわれている、新しい項目でしょう。だから、市長が審査の内容はどんなものを審査されるのかというのが、私が問うたわけでございます。

で、課長はやはり高額医療に対して、その高額の金額、いろいろ内容、それを審査すると言われましたが、私が質問しているのは、高額医療の方はよくわかりますから、一般の身体障害者が結局治療をされたときの申請に対して、仮に1カ月目に300円であろうが、500円であろうが申請すれば、それが結局助成をされておりますけれども、そういうものも審査されるのかというんです。いいですか。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。私の答弁のまずさで迷惑をかけております。審査というものは、これまでも審査をしておったわけです。それで、わざわざこの字句を入れたというのはやはり高額医療関係で、実際に申し上げますと、この人は高額対象でないだろうということで、支払いをもう既に助成決定をした、そして助成を給付をもうした、そういうものがですね、後で

高額医療であったということで、保険者の方から給付があったと。こういうケースが出てきました。

そういう関係で、やはり高額医療に該当するということがありますので、その点をですね、やはり高額医療のリストというのが国保の方で打ち出されます。それを確かめてというか、審査と言えば審査ということで、その上で支払いをします。

したがって、1カ月以内に支払いはできないから、この改正をさせていただくと、こういうことのでございますので、実際、申請があれば、内容が間違いなければ、本人負担は全くないということになります。

以上です。

○議長（中島邦保君）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第5. 議案第12号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

議案第12号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は16ページ、17ページでございます。

別冊の議案説明資料、8ページの新旧対照表のとおりであります。

今回の改正は老人保健法の改正により、本条例の条文の整理をするものであります。

改正老人保健法では、第28条中第8項が削除されたため、本条例第3条中の同条規定を削除するものであります。

改正条例は公布の日から施行し、平成14年10月1日以降に行われた医療から適用するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

今さらこういうのを聞くのもおかしいかわかりませんが、鹿島市同和地区高齢者の医療費ということで載っていますが、私が勉強不足で申しわけありませんが、同和地区の高齢者の医療費と一般高齢者の医療費との取り扱いはどう違うんでしょうか。わざわざここに書いてありますのでお知らせください。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。一般の老人保健は昨年の10月1日から75歳以上ということになりました。これを同和地区の方については、60歳から老人保健と同じような取り扱いをします。ただ、医療費の助成そのものにつきましては、申請に基づきすると、こういうこととなります。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

鹿島市に住んどって老人ということで、住む地区が違うことで、年齢によって老人の扱いが違うということはどういうことなんでしょうかね。おかしいと思いませんか。

大体、同和問題の取り組みというのは、差別をなくすというのが取り組みの本来の目的じゃないかと思いますがね。私は本当はこれが今までであったと思いますが、勉強不足でその辺をキャッチしておりませんでした。まず、同和地区では60歳以上が老人だと。一般の人は——一般の人と言ったらおかしいですよ。75歳以上がそういう取り扱いをされるという、この問題について市長いかがお考えですか。

それと、同和地区の人は60歳以上医療費の申請を云々と、後がはっきりわかりませんでした。その辺の医療費の取り扱いについても違いがあるんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。まず、この60歳以上と75歳の差について御指摘がありました。これにつきましては、県の補助金の体系の中に組み込まれております。そういう関係で、これを実施するに当たっては、補助事業として行われると。こういうことで、せつかくの制度であるから、これを利用するということで鹿島市の方でもしているということでもあります。

それから、老人保健と違う点ということについては、老人保健の場合は一定額、支払い限度額については、医療費が低所得者については1割、あるいはもうちょっと所得が多い方については2割ということですが、限度額が決まっております。そこまでは窓口で払いますが、それ以上については老人保健の場合出ません。支払う必要がありません。

しかし、同和地区ほど条例の適用になる60歳以上という方については窓口で、60歳以上ですから2割ないし3割、今負担をされております。そういうことではありますが、実質的には、老人保健と同じ取り扱いをするということでもありますので、それは申請に基づき、こちらから助成をすると、こういう違いがございます。

以上です。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

つまり医療費の支払い方法としては、手法は違うけど同じだと。年齢が60歳と75歳と違うということに理解したらいいわけですね。

これまでもあった制度で今ここで指摘するのもおかしいと思いますが、私は同和事業についてはいろんな角度から、これまで提起をしたり、指摘をしてきたわけですが、本当にこういう高齢者に当たって、こういう違いがあるのは本当におかしいと思いますし、何度も申し上げておりますが、今全国的にも同和事業というのは取りやめをしてきて、一般事業に繰り込んでいくということがなされているわけですので、私は早くこういう一つ一つの問題をとらえながらやっていただくということをお願いをしたいと思いますと同時に、同和地区の人は60歳以上でやるのなら、一般のお年寄りの人も60歳から、そういう対応をするというようなことに、私は進めていかななくてはいけないと思います。このことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第12号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立多数であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第6. 議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は18ページ、19ページでございます。

別冊の議案説明資料、9ページの新旧対照表のとおりであります。さきの母子及び寡婦福祉法の一部改正により、母子自立支援員を委嘱することとなったため、本条例を改正するものであります。内容は説明資料のとおりであります。

改正条例は、平成15年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

10番寺山富子でございます。この家庭相談員及び母子自立支援員、どういうふうな仕事をなされて、また常勤なのか。そして、鹿島市内にどの程度、今後、今もですが、人員ですか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。まず、この支援員の仕事につきましては、母子家庭からの相談を受ける。それから、就労支援を行うと。これは職業安定所との連携をとりながら就労支援を行うと、こういうものでございます。

そのほかにも、母子家庭にはいろんな悩みその他がございますので、相談事、それからそのほかにやっぱり母子家庭の福祉資金というものもございます。そちらの利用の相談などに

ついてもやはりあるかと思えます。

勤務態様につきましては、今家庭相談員の方が週3日ということをお願いしておりますが、同様に、そのような週3日ということでは現在のところ考えております。

そして、人数は1名ということです。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

仕事の内容については、非常に大変な仕事だと思います。週3日ですね。それで、家庭相談員と母子自立支援員がそれぞれ各1名ということでとらえていいんでしょうか。ちょっと詳しくお願いします。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。現在、家庭相談員は2名おられます。それで、この新旧表で、たしか決められていると思いますが、こちらと同じようなやり方で、家庭相談員が2名、母子自立支援員がこれから1名と、こういうことでございます。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

これは法律で家庭相談員及び母子自立支援員が別々に定められたということだと思いますが、仕事の内容としては、多分ダブってくるというふうに思いますが、これはいたし方ないと思いますので、それぞれ2名、また1名、いろんな意味で母子家庭も大変ふえているという状況であり、大変だと思いますので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第13号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第7、議案第14号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

議案第14号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の提案理由といたしましては、市営中央駐車場の管理委託の見直しに伴い、条例を整備したいので、この案を提案するものです。

別冊の議案説明資料により、御説明をいたします。

議案説明資料、10ページをお開きいただきたいと思います。

これは鹿島市営駐車場条例の新旧対照表でございますが、今回、市営中央駐車場の料金を市の収入として受け入れるため、第4条第1項のただし書きと第4条第2項を削除し、また、第3項を第2項に改め、第5条中前条第3項を前条第2項に改めるものでございます。

次に、11ページでございますが、ここでは別表に、新たに中央駐車場料金表を加えるものであります。料金につきましては、現行と変更はございません。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。

議案第14号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第15号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第 8. 議案第15号 平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。唐島財政課長。

○財政課長（唐島 稔君）

議案第15号 平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号）で、御説明をいたします。

今回の補正は、本年度予算の最終補正といたしまして、今年度実施してまいりました各種事務、事業の確定したものと、また未確定のものにつきましては、最終の見込みにより、それぞれ増減調整して、これを編成いたしております。

なお、歳入のうち、地方譲与税、自動車取得税交付金、特別交付税などにつきましては、現時点では未確定でございますので、年度末に例年のように専決処分による補正をいたすことを想定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書 1 ページをごらんください。

第 1 条第 1 項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,494,246千円といたしております。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2 ページから 9 ページまでの「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第 2 条 地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用をお願いする経費は、10ページの「第 2 表 繰越明許費」のとおりでございます。

第 3 条 地方債の変更は、11ページと12ページの「第 3 表 地方債補正」のとおりでございます。

2 ページから 9 ページまでの説明は省略いたします。

10ページをごらんください。

第 2 表 繰越明許費につきましては、国の経済対策に伴う一次補正予算の時期の関係や補償交渉、あるいは工事に不測のおくれを生じるなど、年度内に完成が見込めないことが明らかとなりましたので、2 款. 総務費から13款. 諸支出金まで、9 事業を地方自治法第 213条第 1 項の規定により、平成15年度に繰り越して使用することをお願いいたしますのでございます。

なお、このうち、8 款. 土木費、2 項. 道路橋梁費、辺地道路整備事業、中川内～広平線につきましては、地方債の額が増額となる見込みでございまして、繰り越しに係る事業費も増額が必要な状況でございますが、現段階では確定ができません。したがって、ほかの

歳入歳出の未確定分と合わせて、ただいま申し上げましたように、市長の専決処分による補正を考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

11ページをごらんください。

第3表 地方債補正につきましては、変更分として、広域営農団地農道整備事業を初め、次のページにまたがりまして、全体では12項目の記載で、減税補てん債と臨時対策債を除く10事業とも歳出で事業費の確定などにより増減調整し、減税補てん債と臨時財政対策債は、歳入歳出の状況を勘案し、限度額まで借入れをいたしております。以上の結果、変更分では、補正前の金額 786,700千円に 106,900千円を増額し、補正後の額を 893,600千円といたしております。

なお、辺地道路整備事業などで起債額の変更が必要な状況でございますが、まだ確定しておりませんので、最終的に専決による補正をお願いしたいと考えております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算（第5号）を説明書に基づき、御説明を申し上げます。

13ページから16ページの説明は省略いたします。

17ページをごらんください。

歳入でございますが、1款.市税、1項.市民税、2目.法人では、一部企業の業績の堅調さから増額を見込んでおります。

18ページをごらんください。

同じく1款3項1目.軽自動車税は、直近の収入実績を勘案し、滞納繰越分を増額いたしております。

19ページをごらんください。

7款1項1目.地方交付税は、このうち特別交付税について、過去の交付状況と地方財政計画及び国の情勢を勘案し、1億円を増額し、補正後の額を9億円といたしております。

20ページをごらんください。

9款.分担金及び負担金、1項.分担金、1目.農林水産業費分担金では、歳出事業の確定見込みにより、説明欄の音成下地区の団体営圃場整備事業に係る分担金を減額いたしております。

21ページをごらんください。

同じく9款2項.負担金、1目.民生費負担金では、1節.身体障害者福祉費負担金から5節.社会福祉費負担金まで、歳出見込みにより説明欄の措置費、運営費などにかかる本人、扶養義務者、保護者の負担金を増減額いたしております。このうち、4節.児童福祉費負担金では、保育料の過年度分をその徴収実績から増額いたしております。

3目.教育費負担金は、決算見込みによる減額でございます。

22ページをごらんください。

10款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、1目. 総務使用料から6目. 教育使用料まで、説明欄の各種施設について、その使用料を最終見込みにより増減計上いたしております。

23ページをごらんください。

同じく10款2項. 手数料、1目. 総務手数料から3目. 土木手数料までにつきましても、説明欄の手数料を最終見込みにより増減調整して計上いたしております。

24ページをごらんください。

11款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や保育所運営負担金など、説明欄の負担金について、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減調整いたしております。このうち、3節. 児童福祉費国庫負担金は、保育所運営費で、人件費削減見合いの保育単価が引き下げられたことによるもので、6節. 生活保護費国庫負担金の減は歳出で、医療扶助費の減に伴うものでございます。

2目. 衛生費国庫負担金も、決算見込みに伴い減額いたしております。

25ページをごらんください。

同じく11款2項. 国庫補助金、2目. 民生費国庫補助金から6目. 教育費国庫補助金までにつきましても、説明欄の補助金について、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。このうち、4目. 農林水産業費国庫補助金の減は歳出で、佐賀県漁業経営構造改善事業の入札減に伴うもので、6目. 教育費国庫補助金の増は、15年度に計画をしておりました七浦小学校の大規模改造事業1期工事を国の一次補正により、前倒し実施いたすものでございます。

26ページをごらんください。

同じく11款3項. 委託金、1目. 総務費委託金と2目. 民生費委託金も、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増額いたしております。

27ページをごらんください。

12款. 県支出金、1項. 県補助金、1目. 民生費県負担金と2目. 衛生費県負担金につきましても、国民健康保険基盤安定負担金を初め、説明欄の負担金について、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

28ページをごらんください。

この28ページ、12款2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金から、29ページの7目. 教育費県補助金までにつきましても、説明欄に掲げております補助金を歳出事業費の確定や決算見込みに伴い、増減額いたしております。このうち、主なものを申し上げます。

まず、28ページでございますが、1目. 総務費県補助金で、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金は、国の一次補正の採択を受け、15年度事業を前倒しいたすものでございます。

2目. 民生費県補助金、2節. 高齢者福祉費県補助金は、在宅介護支援センター運営事業

など、歳出事業費の直近までの実績と今後見込みを勘案し、増減額いたしております。

次に、29ページをごらんください。

4目．農林水産業費県補助金、2節．農業費県補助金では、水田農業経営確立対策事業補助金として、転作にかかる農協など、団体推進経費分が国からカットされました。

4節．水産業費県補助金では、歳出で佐賀県漁業経営構造改善事業の入札減などに伴い、大きな減となっております。

31ページをごらんください。

同じく12款3項．委託金、1目．総務費委託金から4目．教育費委託金までにつきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

32ページをごらんください。

13款．財産収入、1項．財産運用収入、2目．利子及び配当金は、各種基金の利子などが極めて低金利で推移しており、これに伴う減でございます。

33ページをごらんください。

14款1項．寄附金、2目．教育費寄附金は、新町、藤幸男さんからは青少年教育や文化財保護振興の指定寄附をいただいております。

また、東亜工機株式会社と、行成、吉田博男さんからはスポーツ振興の指定寄附を受け、これを鹿島市体育協会へ助成いたすものでございます。

5目．衛生費寄附金は、株式会社モリナガから環境美化の指定寄附を受け、これに伴う追加計上をいたしております。

34ページをごらんください。

15款．繰入金、1項1目．基金繰入金につきましては、すぐれた民間事業に助成するふるさとづくり交付金の確定に伴い、ふるさと創生基金からの繰り入れを減額いたしております。

財政調整基金からの繰入金の減額は、当初予算における収支不足から、5億円をこの基金から繰り入れて予算編成をいたしてはいましたが、折に触れて申し上げておりますように、これをいかに圧縮していくかが、財政運営の課題の一つでもございます。

14年度におきましては、歳入における所定額の確保、歳出における経費の節減といった全庁的な努力の結果、この繰入額を9月では150,000千円、12月で70,000千円、そして、この3月で2億円を減額することができ、残りの額を80,000千円まで圧縮することができまして、後年度の財政負担に備えております。

35ページをごらんください。

同じく15款．繰入金、2項．他会計繰入金、1目．水道事業会計繰入金は、一般会計で集中管理いたしております経費の確定に伴う水道会計からの繰入金でございます。

36ページをごらんください。

16款1項1目．繰越金は、13年度決算剰余金208,220,987円のうち、9月補正で78,219千

円を計上し、今回、残り 130,000千円を計上をいたしております。なお、1千円未満の端数は調整をいたしております。

37ページをごらんください。

17款. 諸収入、2項1目. 市預金利子は、普通預金の利子を減額いたしております。

38ページをごらんください。

同じく17款5項. 雑入、2目. 弁償金、6目. 雑入とも、説明欄の事務事業について、歳出経費における直近までの実績及び今後の見込みを勘案し、それぞれ増減額いたしております。このうち、6目. 雑入では、3節. 検診等徴収金の減は、受診者数が見込みより減となったものでございます。また、4節. 雑入では、一般コミュニティー助成事業として、宝くじ益金の助成を受けて、七浦、嘉瀬ノ浦の遊具整備に補助をいたすもので、また、市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）の収益金は、14年度から新規に一定の該当事業に交付されるもので、これらの計上が主なものとなっております。

このほか、中山間地域等直接支払交付金返還金は、地目の取り違えによりまして、地元から返還を受けるものでございます。

40ページをごらんください。

18款1項. 市債につきましては、11ページと12ページの第3表 地方債で申しあげましたように、1目. 農林水産業債から7目. 消防債までの補正でございます。現計予算額906,900千円に106,900千円を追加し、補正以後の額を1,013,800千円といたしております。このうち、3目. 教育費は、主に国の一次補正に伴い、七浦小の大規模改造事業1期工事を前倒し実施いたすものでございます。

以上で、歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

41ページをごらんください。

1款1項1目. 議会費は、現在までの歳出状況や今後執行見込みを勘案し、それぞれの節を減額いたしております。

42ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、3節. 職員手当のうち、主として職員退職手当で、当初予算計上12人分に、今回7人分を追加計上し、増額いたしております。その他の節は決算見込みにより、それぞれ増減調整いたしております。

43ページをごらんください。

2目. 文書広報費も決算見込みによる減額でございます。

4目. 財産管理費も決算見込みによる増減調整で、このうち、25節. 積立金では、減債基金積立金（下水道分）について、公共下水道事業に対する県補助金の確定に伴い、これを減額いたしております。

5目. 会計管理費と6目. 庁舎管理費も、決算見込みによる増減調整でございます。

44ページをごらんください。

7目．企画費は、19節．負担金補助及び交付金で、説明欄の路線バス運行に対する助成経費を増減調整するほか、地域情報化施設整備事業は、国の経済対策に伴う一次補正の採択を受け、15年度計画を前倒しし、地域の情報通信網を整備する情報化推進法人株式会社ネット鹿島に助成をいたすものでございます。

8目．市民会館費と、次のページの9目．交通対策費、10目．職員研修費も、決算見込みによる調整でございます。

そのまま45ページをごらんください。

11目．地域振興費は、19節．負担金補助及び交付金で、ふるさと創生基金を活用し、すぐれた民間事業に厚く助成する、ふるさとづくり交付金の1件事業額が見込みよりも少なかったものでございます。

46ページをごらんください。

12目．情報システム管理費も、決算見込みによる減額となっております。

47ページをごらんください。

同じく2款2項．徴税費、1目．税務総務費と2目．賦課徴収費も、決算見込みによる整理でございます。このうち、2目．賦課徴収費で、8節．報償費の納税組合報奨金の減は、納期内納付が当初見込よりも少なかったことから減となっております。

48ページをごらんください。

この48ページ、2款3項1目．戸籍住民基本台帳費と、49ページ、2款4項．選挙費、1目．選挙管理委員会費も、決算見込みによる増減額でございます。

50ページをごらんください。

同じく2款5項．統計調査費、1目．統計調査総務費と2目．諸統計費も、決算見込みによる増額、あるいは事業費の確定による増減調整でございます。

51ページをごらんください。

同じく2款6項1目．監査委員費も、決算見込みによる増額でございます。

52ページをごらんください。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費は、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による増減額で、このうち、28節．繰出金では、人件費、事務費、基盤安定財政支援分などを国庫会計へ繰り出すため、大きな増額となっております。

2節．身体障害者福祉費につきましては、次のページにまたがりまして、当初あるいは中途の見込みにより、各種サービスの利用が増減したことから、決算見込みを立てております。

そのまま53ページをごらんください。

4目．国民年金事務費と5目．同和対策費も、決算見込みにより増減額をいたしております。

55ページをごらんください。

同じく3款2項. 高齢者福祉費、1目. 高齢者福祉総務費につきましては、説明欄の各種事務事業費の事業費確定、あるいは今後執行見込みによる増減調整で、13節. 委託料では、在宅介護支援センター運営事業や高齢者等生活支援事業で、その実績と見込みの推計による減を中心に計上し、20節. 扶助費では、養護老人施設においては、措置人員が見込みより減となったものでございます。

56ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費は、決算見込みによる増減調整でございます。

2目. 保育所運営費では、13節. 委託料で、人件費の削減などにより、保育単価が引き下げられたことから、大きな減額となっております。

3目. 保育所みどり園費と、次のページになりますが、4目. 母子福祉費も、決算見込みによりそれぞれ減額、あるいは増減額といたしております。

そのまま57ページをごらんください。

5目. 児童措置費は、児童手当について、国庫から過年度分の精算交付を受けるもので、財源の組み替えをいたしております。

58ページをごらんください。

同じく3款4項. 生活保護費、1目. 生活保護総務費も、決算見込みによる整理でございます。

2目. 扶助費は、対象者の減や医療費の減などから、大きな減額となっております。

59ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費は、決算見込みによる減額でございます。

2目. 予防費は、事業費の確定や決算見込みによる減額で、このうち、13節. 委託料では、予防接種人員の確定などから減額といたしております。

3目. 老人保健費も、事業費の確定や決算見込みによる減額で、このうち、13節. 委託料では、がん検診は受診者が多い半面、健康診査事業などで、受診者が見込みを下回るなどから、減額をいたしております。

4目. 母子保健費と、次のページの5目. 環境衛生費、6目. 公害対策費や7目. 環境保全費、8目. 簡易水道費につきましても、事業費の確定や決算見込みによる増減調整でございます。

61ページをごらんください。

同じく4款2項. 衛生費、1目. 清掃総務費は、19節. 負担金補助及び交付金で、杵藤広域ごみ処理施設へのごみ持ち込み料が当初計画よりも減少したことなどから、負担金が大き

な減額となっております。

2目．廃棄物処理費も、決算見込みによる増減調整でございます。

62ページをごらんください。

5款．労働費、1項．労働諸費、1目．労働振興費も、決算見込みによる減額でございます。

63ページをごらんください。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、決算見込みによる増減調整でございます。

2目．農業総務費も、事務事業の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

64ページをごらんください。

3目．農業振興費は、23節．償還金利子及び割引料で、中山間地域等直接支払交付事業の12年度、13年度精算に伴い、地元からの返還を受けて、国県への返還金を計上するなど、事務事業費の確定、あるいは決算見込みにより、増減調整をいたしております。

4目．農産対策費では、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で、水田農業経営確立対策事業補助金について、農協等団体分の転作推進経費が国からカットされたことに伴う減でございます。

そのまま65ページをごらんください。

5目．園芸振興費は、19節．負担金補助及び交付金のうち、説明欄の農業生産総合対策補助金で、果樹改植面積の減に伴う減額となっております。

66ページをごらんください。

6目．畜産業費、7目．農地整備費、8目．土地改良事業費も、事業費の確定や決算見込みによる整理でございます。このうち、7目．農地整備費、19節．負担金補助及び交付金では、広域農道整備に伴う県工事負担金を減額いたしております。

67ページをごらんください。

同じく6款2項．林業費、1目．林業振興費も、事業費の確定や決算見込みによる増減額でございます。

68ページをごらんください。

同じく6款3項．水産業費、1目．水産業振興費は、19節．負担金補助及び交付金のうち、ノリの集出荷施設整備として、佐賀県漁業経営構造改善事業補助金で、入札減と規模縮小から、大きな減となっております。

2目．漁港管理費、3目．漁港建設費につきましても、事業費の確定や決算見込みによる減額でございます。

70ページをごらんください。

7款1項．商工費、1目．商工総務費、2目．商工業振興費、3目．観光費につきまして

も、それぞれ事務事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。このうち、2目. 商工業振興費では、28節. 繰出金で、谷田工業団地の企業誘致につきましては、積極的に取り組んでおりますものの、14年度中には誘致が見込めないことから、記載の元利償還分について、谷田工業団地特別会計へ繰り出す経費を増額いたしております。

72ページをごらんください。

8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費も、決算見込みによる減額でございます。

73ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路橋梁総務費、2目. 道路維持費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。

74ページをごらんください。

3目. 道路新設改良費につきましては、15節. 工事請負費で、辺地道路中川内～広平線整備の工事延長を圧縮したことなどから減となっております。

22節. 補償補てん及び賠償金では、西塩屋2号線や中川内～広平線などの補償費の確定見込みなどによる減となっております。

19節. 負担金補助及び交付金では、鹿島～嬉野線の道路改築に伴う県工事負担金を増額いたしております。

4目. 交通安全施設等整備事業費は、事業費の確定による調整でございます。

76ページをごらんください。

同じく8款3項. 河川費、1目. 河川総務費と2目. 河川改修費も、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

77ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費も、決算見込み、あるいは事業費の確定による整理で、28節. 繰出金では、公共下水道事業特別会計の事業費の確定、すなわち歳入で国の一次補正に伴い、国庫補助金が増となったことや、歳出で公債費の利子償還が見込みより減となったことなどに伴い、一般会計からの繰出金を減額いたしております。

2目. 街路事業費では、国の一次補正による鹿島駅～城内線外1線の街路整備と県内流用による看場～納富分線の街路整備に伴う、県工事負担金を増額いたしております。

3目. 都市下水路費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる調整で、15節. 工事請負費では、庄金下水路の減が主なものでございます。

4目. 都市公園費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

79ページをごらんください。

同じく8款6項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましても、決算見込み、あるいは事業

費の確定による減額でございます。

80ページをごらんください。

9款1項. 消防費、1目. 常備消防費から4目. 災害対策費までにつきましても、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による整理でございます。

81ページをごらんください。

10款. 教育費、1項. 教育管理費、1目. 教育委員会費と2目. 事務局費も、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による増減調整でございます。

83ページをごらんください。

10款2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては、各小学校管理経費の決算見込みによる減額で、15節. 工事請負費では、国の一次補正に伴い、七浦小大規模改造事業1期工事を15年度から14年度に前倒し実施いたすものでございます。

2目. 教育振興費は、決算見込みによる減額でございます。

84ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましても、小学校と同様、各中学校管理経費の決算見込みにより増減調整いたしております。このうち、15節. 工事請負費の減は、西部中学校大規模改修事業として、窓枠サッシの改修を実施いたしておりますが、これの事業料の確定などが主なものとなっております。

85ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費も、決算見込み、あるいは事務事業による確定の調整をいたしております。

2目. 公民館費も、決算見込みや事務事業費の節減による整理をいたしております。このうち、次のページになりますが、19節. 負担金補助及び交付金で、鮎越公民館や本城公民館の改築助成経費と、一般コミュニティー助成事業として、宝くじ益金の助成を受け、嘉瀬ノ浦地区に遊具を設置する補助経費を追加いたしております。

そのまま86ページをごらんください。

3目. 生涯学習推進費も、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による減額で、4目. 図書館費も、図書館の運営経費の決算見込みによる減額でございます。

87ページをごらんください。

5目. 社会同和教育費は、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による減額でございます。

6目. 文化財保護対策費は、14年度では埋蔵文化財の発掘調査がなかったことが主な減となっております。このうち、次のページにあります。19節. 負担金補助及び交付金で、普明寺の屋根の修繕交付金として、新規に所要経費を計上し、歳入でも申し上げました、藤幸男さんからの指定寄附をこれに充てるものでございます。なお、残額につきましては、15年

度以降に執行する計画でございます。

そのまま88ページをごらんください。

7目．生涯学習センター管理費は、エイブルの管理経費の節減に努め、決算見込みによる減額をいたしております。

89ページをごらんください。

同じく10款5項．保健体育費、1目．保健体育総務費は、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による増減等のほか、19節．負担金補助及び交付金で、スポーツ振興事業交付金として、歳入で申し上げました東亜工機株式会社と吉田博男さんからの指定寄附を受け、鹿島市体育協会へ交付する経費を新規に追加いたしております。

2目．体育施設管理費につきましても、決算見込み、あるいは事務事業費の確定により減額をいたしております。

90ページをごらんください。

3目．学校給食費につきましても、光熱水費の節減など、給食センター運営費の決算見込みによる増減調整でございます。

92ページをごらんください。

12款1項．公債費、2目．利子につきましては、13年度借入長期債の利率を、当初予算では2.5%で予定しておりましたが、これを下回る利率で借り入れたことから、長期債利子償還金を減額し、一時借入金では、基金からの借り入れなど資金収支の努力から、大きな減額となっております。

93ページをごらんください。

14款．予備費につきましては、1,520千円を調整し、補正後の金額を72,245千円といたしております。

94ページから96ページまでの給与費明細書、97ページの地方債の現在高調整については、説明を省略させていただきます。

なお、別冊の市議会定例会議案説明資料12ページに、平成14年度県営事業負担金として、明細を掲げておりますので、参考にしてください。

以上で、平成14年度一般会計補正予算（第5号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

2番の橋爪です。1点だけ、お尋ねをいたしたいと思います。

63ページの農業費の中に、農業委員会費というのが載っておりますけれども、その中に報償費、農業者年金加入促進推進員の謝金ということで載っておりますが、今、推進員の方が

何名おられて、どのような仕事をされておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

2番議員さんにお答えいたします。農業者年金の加入推進員ということでございますけれども、一応農業委員さんを推進員ということで指定をしているところでございます。25名でございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

151千円減額されておりますが、この理由はどういうものでしょうか。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

お答えいたします。ちょうど去年の12月の議会中ございまして、議員の農業委員さんが欠席とか、ほかに入院が2名とかございまして、その分の減でございます。

○議長（中島邦保君）

2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

それでは、それにちょっと関連事項ということで、お伺いをいたしたいと思いますが。

平成14年の1月1日より、新しい農業者年金制度が施行をされておまして、新しい制度は加入は農業に従事する60歳未満の者で、国民年金1号被保険者ということになっておるようです。

それから、また加入、脱退は本人の任意でございまして、保険料は積み立て方式となっております。月額20千円を基本に、最高67千円まで、加入者が選択できるようになっておるようです。

また、メリットとしては、認定の農業者や青色申告者等、非常に意欲がある担い手に対して、政策支援があるようでございますが、この加入者もう1年以上なるわけですが、施行されてからですね。改正前と比べて、どのように加入者がなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

お答えいたします。改正前の加入者が 464名、1月1日の法改正のときには 177名でございましたけれども、その後、脱退が続きますして、現在のところ 164名でございます。

○議長（中島邦保君）

2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

加入者がひどく減っております少ないようですが、この大きな理由はどういうものが理由になってくるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

お答えいたします。まず、大きな理由は、農業情勢が悪いということが第一だということでございますけれども、その後、特例措置の経営移譲とかなんとかができないということも、大きい原因じゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

この新しい制度の目的、これを見てもみますと、農業者の老後の生活の安定、あるいは福祉の向上、農業の近代化等がなされると、こういうことになっておるようでございますが、今後これは推進をどのような形でやっていかれるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

お答えいたします。年金制度の不信感もあるということもありますので、努めながら政策支援者、特に認定農業者とか家族経営協定の方、特に政策支援の方を重点的に推進をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（中島邦保君）

2番橋爪敏君。

○2番（橋爪 敏君）

推進をされる側の方を言われましたけれども、これをどういう形で、この推進員さんだけでやるのか、あるいはJAさんあたりにもお願いをするのか、その方法、推進員方策、その点をお伺いして、質疑を終わります。

○議長（中島邦保君）

高島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高島建夫君）

農業者年金の推進につきましては、農業委員会の方と農協の金融担当の課長さんあたりと一緒にあって、推進をしていきたいと考えております。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

1 番水頭です。2 点、お伺いいたします。

70 ページですけれども、商工費の中の 28 節、繰出金のことですけれども、何回でもこの問題に対しては質問してきましたけど、今回、起債の元利償還分ですけれども、目新しい状況がまだないということを今言われましたけれども、最近やっぱり全然話は来ていないのでしょうか。

○議長（中島邦保君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。昨年の 4 月、私が商工観光課にまいりましてからも、二、三件の引き合わせはあっておりますけれども、残念ながら公表をする段階に至っていないというのが現状ではあります。

それから、企業誘致につきましても、東京、大阪方面には随時出向いて行っておりますというようなところであります。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

何点かあっているけどもというお話ですけれども、いろいろと条件等もかみ合わないということもあるんじゃないかと思っておりますけれども。例えば、あそこの谷田の工場団地に上るときに、実は今回の 207 号線のバイパスの、もうすぐ開通するんじゃないかと思うんですけれども、あそこの新町、新方からずうっと野島の方に上り坂があるんですね。あの上り坂でトラックの荷崩れが少し、あれでも少し若干という、トラックの経営者の方からちょっと聞いたことがあります。で、今度何というのですか、そこの高津原のあそこは若干かなり今度は上り坂になっているわけですよ。あそこあたりもかなりそういうことを聞いていますし、そういう面を見ますと、この谷田の工場団地の上り坂というのは、かなりの影響力を及ぼすわけです。だから、例えばジュース関連とか、そういう荷物のあれに対してはかなり厳しいということですね、荷崩れを起こすということを知っています。そういうこともあるし、また、それは少しの、それにしてもいろいろな面で条件等が多分かなり厳しくなっているんじゃないかとも思います。今後、いろいろと外交をされていくんじゃないかと思うんです

けども、市長さん、そういうことで何か交渉の場でいろいろ今まで二、三あったとして、どういふことでこれが消滅、話が合わなかったのか、何かそういうものがあつたらお聞かせください。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在の状況から言いますと、谷田工場団地がいろいろな地理的条件があることも事実です。ただ、その以前の問題として、そういう大企業が今から工場を拡張しようと、こういう機運にないということは全体的な判断としていることであります。そういう中で、この谷田工場団地の企業をどういふふうに誘致していくかというのは、非常に困難な仕事であるといふふうに私はとらえております。

ただ、今まであつた話の中で、あそこが坂道になっているからと、そういう理由でやっぱり来れないと、こういうことは現実的にはございません。ほかのいろいろな条件、あるいはもっと話の入り口の段階で、やっぱりいろいろ企業側もどこにしようかとか、あるいは企業も誘致そのものが本腰入れて、企業の進出そのものが企業側が進出するかどうか、結論的には鹿島市がだめやったから、ほかに進出されたということも余り聞きません。

そういう中で具体的に、これは相手先は絶対言えないわけですが、ある大手企業、これはどなたも御存じの企業で、私どもとしても、相手の企業、あるいは内容、非常に魅力を感じたわけでありましたが、ただ進出条件として、こちらで工場を建設をしてくれと。そして、それをリースで自分とこは頼むと、こういうのがございまして、これはいろいろ検討しましたがリスクも伴いますので、こちらがそれ以上突っ込んだ話に入れなかったと、こういうこともございました。

以上です。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

わかりました。

次ですけども、同じ71ページです。そこの中の15項ですかね、15節かな。工事請負費の中の観光標識等撤去ですけど、これはどういふことですかね。

○議長（中島邦保君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。この観光標識等撤去といひますのは、現在、主な国道筋に観光標識を、市の歓迎塔を立てております。現在が江福のところと誕生院さん前、前といひますか横

の畑の中に一つはちょっとお借りをして立てております。それと、鹿島消防署の敷地内に立てておりますけれども、いずれもかなり老朽化をしまして、鉄がさびてきたり、それから、標識そのものがかなり老朽化をしておりますので、今回、撤去をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

3カ所ぐらい今言われて、老朽化で撤去ということですけども、今後、何か新しく立てられるのか。

それから、そしてもう1点ですけども、今、武雄の高速インターを下りてから、あれから今、鹿島の方に近づく近道が整備されているんですけども、あそこを下りたところにすぐに、鹿島の宣伝があります「自然鹿島」ですかね。僕もわからないんですけども、これはお尋ねします。鹿島の入り口、または、今度は鹿島を出て行くところとか、普通例えば、塩田、嬉野町とか太良町なんかには、「ようこそ」とか「またのお越しを」とかいう大きい看板があるんですけども、そういうものは鹿島市の中にはあるでしょうかね。何かずっとあちこち行くけども、余り見当たらないんですけども、僕が見落としているのかどうかわかりませんが、お尋ねします。

○議長（中島邦保君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。百貫橋の手前に1カ所そういうふうな、今議員さん御指摘のような歓迎塔並びに「お疲れさまでした」というふうな形でのものがありますけれども、ほかにつきましては、道路事情、例えば444の開通をいたしましたけれども、そういうようなところで、全体的な見直しを、どこの場所にそういうふうな歓迎塔なりを立てた方がいいのか、検討をさせていただいておりますので、そういうものを今後もう少し議論をしながら、三つ撤去をいたしますけれども、新しいものについては、どこに立てるのかというのは、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

これは最後ですけど、市長さん、観光客でも年間にかなりの方が鹿島市においでになっています。それから、今話を聞けば、百貫橋のところですかね、と言われたけども、道路整備もかなり今できているわけですよ。そういう面でも今後検討されるということですけども、大きく目立つようなものを今後、何カ所か、ポイントのところにつくっていただければ、か

なりまた、ここでドライバーの方にもまた安心と、それから、来てもよかったなという感じをやっぱり受けるような、そういうものもお願いしたいと思うんですけども、それをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そのように、今後してまいらなければいけないと思っております。

これで終わります。

○議長（中島邦保君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問ありませんか。10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

10番寺山富子でございます。ページは44ページにかかわることでございますけれども、直接的に言いますと、ネット鹿島ケーブルテレビの関係でお伺いをさせていただきたいと思えます。

今、私たちのところはケーブルテレビが来て見ておりますが、今どのくらいの接続数になっているのか、地域的にはどういう地域になっているのか、その辺わかれればお伺いをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、お答えをいたします。

現在、工事が完了している世帯につきましては約 692世帯となっております。申し込み世帯は、現在 823、うち 692が工事が完了しているという形でございます。

それから、その地域でございますが、大体现在まで工事が完了している部分は、市内の中心地域と、それからケーブルが太良までずうっと行っておりますけれども、その幹線沿いですね、その付近が大体工事が完了しているという状況でございます。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

692世帯とまだまだという状況だとは思いますが、予定としては、15年度といいますか、どのくらいまでいくのか後でお伺いをさせていただきたいと思います。

それとあわせて、このケーブルテレビが届いているところについては、いろいろな面、悪い面、要望といいますか、いろいろあるかと思いますが。一番多いのが同じものが延々とあっているということですね。それで何が今あっているのかなかなかわからないし、時期的に済んだもののお知らせとか、そういうものもあっておりますので、そういうふうなチェックをしながらの放映ができないものかということです。そして、この鹿島市議会も放映をしていただいておりますが、前面からカメラが固定されておるわけなんです、見ていて議会傍聴していただければ一番いいんですが、テレビを見ていると内容いかにかわらず非常に退屈だと、そういう意見が非常に多かったわけです。それでできたら私はその鹿島市議会に備えつけてあるカメラは利用できないのかなとちょっと思ったんですが、その辺についてもお伺いをさせていただきたいと思います。

そういう中で、ネット鹿島ケーブルテレビですか、していただいております内容について、鹿島市としていろいろ要望とかはされているのか、もしくはできるのかどうか、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現在、CATVでコミュニティー番組として、地域の取り扱っている番組につきましては、大体議会とか、あるいは地域のいろんな行事ですね、運動会とか保育園のお遊戯会とか、そういったものが主になっているかと思いますが。そういうことで、内容につきまして、市の方から直接こうしてください、ああしてくださいというのが原則的には適當ではないんじゃないかなと思っております。

といいますのは、あくまでも向こうは民間の事業ですから、ある程度のこういった要望等は幾らかできるかと思いますが、あくまでも向こうの自主性、自主番組の制作という形になるかと思いますが。そういうことで、現在はまだまだ基盤整備として取り組んでおるところでございますから、そのこの番組の充実ということまではなかなか至っていないということでございます。大体1,500世帯ぐらい加入すれば、大体採算がとれるということでございますので、とにかく、そのこの目標までは加入を促進するように現在一生懸命努力をされているところでございます。

それから、現在までの加入範囲は大体7,117世帯ぐらいをカバーできるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

月額 1,900幾ら、2千円ぐらいのお金を払いながら、これに加入しているわけなんですので、市民としては、市にですね、とりわけ要望が来るんじゃないかと思います。そういうふうに民間がやっていることでありますが、補助金等を出しながらやっておりますので、何かこういう実行委員会等はおかしかったです。何かそういうふうなものを話し合う場を1カ月に一遍とか、要望を申し上げる場といいますか、そういうものも定期的に言っていくことも鹿島市の情報をより豊かにお知らせできると思いますので、今後方策をお願いしたいと思います。

それから、ちょっとこれは別の質問になりますが、次は56ページでお願いをしたいと思います。

保育所単価の引き下げというものが今回補正の大きな金額を示しているわけなんですけど、この保育単価の引き下げによって、それぞれの保育所等運営をしていくに当たって困っているといいですか、そういうところが上げられているかどうか、その辺をお知らせしてほしいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ネット鹿島の番組の中身のことでありますが、これは私たちが要望という形をとって、どこまでが要望で、どこまでが市の行政としての、極端に言えば圧力とか介入とか、こういうことの、なかなか難しい問題ですので、基本的にやっぱり自主的に、しかも、基盤整備については、これはもう国も市も補助をしているわけですが、補助をしているだけに、やっぱりそのあたり慎重にかからんといかんというふうに思いますので、定期的に会合を持って番組内容を云々というのは、ちょっとどうかなというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

市内の民間保育所、それとあと公立のみどり園、これにつきましては措置費ということで、国から、県から、そして私どもの単独の資金という形で措置されるわけですが、これが公務員の給料と連動しておりまして、その関係で措置費が2.1%減額されております。それで、これにつきましては、給料がやはり公務員並みに引き下げられるものというふうに考えられますので、その点で民間保育所からのいろいろな経営が苦しくなったというふうなこ

とについては直接受けてはおりません。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

昨年の人勧の切り下げといたしますか、によって公務員賃金に連動しということになってきているわけですね。ということは、公務員の賃金で多くの、こういうふうなここに限らずなんです、これは数字にあらわれていることなんです、切り下げられるといたしますか、左右されることが多々あるということをお話しているんじゃないかなというふうな危惧をしているわけです。このことだけをとらえて言うことではありませんが、結果的には、ここで働く民間の保育所は特に賃金の切り下げ、公務員に連動し、切り下げるときは切り下げられると。だけど、公務員と全く一緒ではないわけですね。もしくは公務員の方より低い労働条件下で働いていらっしゃるわけなんです、切り下げられるときだけはより平等に切り下げられ、格差がますます広がっていくんじゃないかなというふうなことを危惧しているわけなんです、その辺について保育界としての考え方というものは、やはりこういうふうな連動をし、切り下げていく。この補助金が下がったら、やはり賃金としては切り下がっている現状なのか、その辺をわかりましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

先ほど公務員給与と申し上げましたが、これを中心としたその他物件費まで下がったということかと思えます。これにつきましては、やはり私ども今のように言われるデフレの状況下ではやむを得ないのではないかなというふうな感じを持っております。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

今の社会情勢下ではやむを得ないということも確かにありますが、ぜひこういうふうなもの補助金が下がったら、おのずとそこの枠がですね、限られた枠の中での運営になっていき、ひいてはそういうふうな人件費にかかわってくるのが大きいと思えますが、なかなか指導というものはできないと思えますが、それぞれのところに最少限度でその辺の何とか指導をしていただいて、働く人がより働きがいのあるといたしますか、そういうところに持っていけるような御指導をしてほしいと思えますので、これはもう要望というよりも目を光らせて何とかしてほしいと思えますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の場合は委託料ということですが、これはいろいろな市の工事の発注等についても一緒であります。金額の根拠はですね、今現在人件費がどれくらいとして算出をするか、あるいは物件費がどれくらいとして算出をするか、こういうものを積み重ねてですね、そしてこれだけでお願いしますとか、入札の予定価格も設定するわけです。したがって、この人件費につきましても、公務員を一つの参考にしてということではありますが、逆に言えば、そういう委託料とかなんとか上げるときも公務員の給与を参考に行っているわけですので、やっぱりこれが下がったときにはいたし方ない。現状というものをよりシビアに委託料に反映をさせるためには、そういうものが必要であろうと、こういうふう認識しております。

○議長（中島邦保君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

中西ですが、質問をいたします。今回市長が4期目の当選をされて初めての予算というふうなことで、平成14年度の予算がほぼ90%以上事業消化なり、すべての中で予算書がされておるわけですが、このような情報化、あるいは少子・高齢化の大きなうねりの中で、市長の4期目の1年目として、今回の予算の執行に当たり、職員の不祥事も今度なかったというふうなこともございますし、そういう意味で、市長の今回の1年目の予算執行に当たっての、今の時点での80%できたのか、ややできたのか、よくできたのか、そこら付近の総括的な御意見をあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

4期目のスタートのときに申し上げましたが、初心に戻ってということやってまいりました。この1年間振り返りますと、やはり何といたしても市町村合併問題、これを軸にして私自身は一生懸命活動してきたと、仕事をしてきたというふうに思っております。それはともかくとしまして、この予算についてでございますが、実質的に第4次総合計画というのは2001年から、いわば2001年度の予算からスタートをしたわけですが、今回2002年度の今終わりを迎えようとしておりまして、実質的にこの第4次総合計画というものを非常に意識して予算を組みましたし、特に八つのプロジェクト、こういうものを一生懸命やってきたというふうに思いますので、自分で評価するのはなんですが、一生懸命やってきたということは自分でも言えるというふうに思います。また、職員も一生懸命この取り組みについてやってもらったというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

のものなのか、そこら付近が非常に今問題だろうと思いますね。これは寄附ですから、そのままのおりでいいんですけど、文化財なのか、そうじゃないのかという問題については非常に取り方によっては論ごとある。この問題については、やはり昔からこれは中村雄一郎議員も多分普明寺の関連で一言質問されたことがあるんですね。いわゆるどのようにしてこの名跡を残すかという意味で、保存して活用していくかという問題について御質問されたときがあると思うんですね。この問題については、やはり役所も手を出していいのか、手を出さぬ方がいいのか、そういう問題も大きな問題としてあります。じゃ、自前で普明寺そのものがどうするかということもまだ本人の方もまだはっきりしとらんと、どういうふうにしたらいいのかわかっとなんとというふうなことでございますが、これはひとつ提言を申し上げたいと思うんですけれども、やはりこれを保存活用していくためには財団法人化しかないと思うんですよね。その方法しかない。ですから、基本財産を普明寺の方でつくっていただきまして、それに対して、例えば、鹿島の市民の有志が、その基本財産の手助けになるようなものを寄附行為として改めてつくと。財団法人化していくと。財団法人化の中で管理運営をしていくという方法をやっぴりとらざるを得んんじゃないかなと思うんです。今の状態ではなかなかやはり市民の皆さんの御厚意だけでは、将来においてもなかなか保存活用は難しいと思うんです。キンモクセイが倒れたときとか、そういうときには、やはり地元を含めて多大な努力をしていただいたと思います。そういう意味で、これは行政が直接タッチしていいのかわからないんですが、そのような指導じゃないですけど、相談といいますか、鹿島にとっても文化財として貴重なものであるという前提に立って保存活用していく、そういう手だてをこの際、協議を始めていただけないだろうかという気がします。基本財産云々言うのは、いわゆるお寺の裏側には普明寺のものと思われるミカン山もあるそうです。しかも、普明寺周辺の土地もまだまだ普明寺のものというところもあるようですから、そういうものを売買して基本財産をつくれれば、ある程度の基盤ができると思うんです。そういうことも含めて、いわゆるこれをいかにして鹿島市の財産として、鍋島家の財産でもあるんでしようけれども、やはり歴史的な、伝統的な建物と文化財という位置づけで、今後の保存というものを考えていただきたいと思いますが、市長なり教育長なり御意見があればひとつ御参考に意見を聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

議員の御提言も含めまして、私なりに経緯を少し整理をして対応していきたいと思っております。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、本質的な問題として、政教分離の問題がここにあるわけでありましたが、今回は寄附者の御意向も確認をいたしましてやっているわけでありましたが、しかし、いずれにしろ、どこまで行政がタッチできるかという問題はやっぱりあると思います。ただ、これはもう市長の責任において、今回寄附者の意向も踏まえて、ほんの小手先だけの改修工事です。実は私、担当課長と一緒に現場に行きまして、それからうちの職員の専門家も一緒に行きましていろいろ見ておりますと、やっぱり専門家に言わせると、これを本格的にやるとしたら、もちろん何千万円じゃきかんと。そいぎ何億かいと。億の銭も一、二億円という、そういう低レベルではなかと。少なくとも数億円でしょうと、こういうふうなことであります。それで、結局、こればどぎゃんするぎよかかと。実質的には旧鍋島家が直接的にしていれば、それがもう一番いいわけですけど、実態がなかなか申し上げにくいことでありますが、そういう対応ができかねていらっしゃるといことも私どもわかっておることも事実でございます。こればどがんするぎよかかなあと、実は考えあぐねながら現地からまた戻ってきた次第でありまして、ただいまの御提言というのは、非常に私たちも参考にさせていただきたいというふうに思いますので、何らかの形であれだけのものを後世に引き継いで残していくということは、やっぱり必要だというふうに思いますので、具体的に内容まで御提言の中でございましたら、そのあたり調査をしながらですね、模索をしたいというふうに思います。

○議長（中島邦保君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

普明寺の問題につきましては、市長、そのように言っていただきまして本当にありがとうございます。というのは、やはり檀家がないお寺でございますので、なかなか非常に厳しい状況でございます。ただ、私たちの中では、やはり文化財なりの、そういう視点からですね、やはり深い森と石灯籠なり、あるいは一番手前の入るところの池はですね、これは鹿島市の方で多分されたんじゃないかと思うんですね。石組みをきちんとされて、あれは結局農水の通り道ですから、やっぱり壊れたままじゃいけないというふうなことで市の方でもしていただけたんでしょうけれども、そういう今度の寄附を受けて、やっぱり市民がこぞって、あるいは行政も一緒になって、この問題について議論をしていく、そういう場になれば、今度の寄附もよかったかなあというふうに思っておりますので、今後の、そういう雰囲気づくりをしていただきたいというふうに御要望申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

22番です。先ほどこの1年間を4次総合計画をもとにして、一生懸命頑張ったということ

で市長が表明をしてもらいましたが、振り返ってみますと、この1年間、本当に市民の暮らしにとっても大変な時期でしたし、行政にとっても大変な時期だったと思います。私も長い間携わっておりますが、今までにないような、本当にいろんな面から激動と言っていいでしょうね。行政に関連しても激動の時代だったし、それがますます加速をしている中での予算運用ということで、非常に困難もあったと思いますが、しかし、市民の生活を無視することはできないわけで、これからも課題がいっぱいあると思いますが、何点か質問したいと思います。

60ページの保健衛生費のところですね、合併浄化槽の設置の件でここにありますが、合併処理浄化槽の問題で関連をしてお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、今公共下水道をされてないところは合併浄化槽でどんどん進んでいるわけですが、これに関して合併浄化槽を取りつけられている人たちからいろいろと意見が出されているのが、維持管理のことで御意見を伺っているんですが、合併浄化槽をすることで、確かに生活が快適になるというようなこと、それから環境をよくしていくという、いろんな面でプラスが出てくるわけですが、維持費が高いと。清掃と検査費ですかね、年に1回ですか、という御意見が非常に聞かれるようになりました。今までくみ取りをしようとしたところからするぎはるかに高いと。こぎゃんやるぎ、もうせんがましやったなあとおっしゃる方もあるんですが、その辺の実態はどうなんですか、大体年間どれくらいの費用で維持をするようになっているんですか。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

合併浄化槽の維持費というような御質問でございましたけれども、確かにおっしゃるように、維持費といたしましては年間に、これは2カ月に1回ですけれども、定期的な点検ということと、年に1回ぐらいの清掃というようなことでございます。浄化槽の大きさによっても若干の差はあると思いますが、大体維持費として年間24千円ぐらい、それから清掃料で、これも大きさによって若干異なりますけど、40千円程度、60千円か70千円か80千円、そのくらいじゃないかと思っております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

ただいまの説明のように、60千円から80千円ぐらいということで、私何人かお聞きした方からもそういう意見を聞きました。そしてこれまでね、それをする前はくみ取り料はもっとはるかに少なかったと。特に周辺になりますと、そういうところが余計感じられているようですが、それで、お尋ねをしたいと思っておりますのは、例えば、そういう維持管理費、手数料

というのの引き下げということもありますが、これは業者の方がタッチされておるわけで、市が直営になったら単刀直入に引き下げたらどうかということもできると思いますがね。大体今鹿島市内で何業者の方が検査とか清掃に対して携わっていらっしゃいますか。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたします。

今維持管理をやっておられる方は市内では1社でございます。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

1社だということで、こういうことになりますと、余計、基本的にどれくらいが適当なのかというのはちょっとわかりませんね。本来ならそういうのでいろいろ比べられると思いますが、そういうことになりますと、私やっぱり何社かあるならね、それなりの対応をする提案をしたいなと思ったんですがね、1社ということでしたら、まずやっぱり大事なものは、今されている手数料なり清掃料金というのが適当な料金であるのかどうかと、このことから私たちは知ることが必要じゃないかと思いますが、その辺は何を基準にどうなっているのか、わかりましたら、まずお知らせください。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

具体的には担当課長が申し上げますが、そういうふうになったいきさつが、御存じのように、合特法ですね、結局し尿くみ取り業者さんがもともとおられました。そういう中で公共下水道事業を始める。そしたらそういう業者さんたちの仕事が少なくなる。そうしますと、そこじゃいけないから、それを救うためといいますか、言葉は語弊がありますが、検査業務等々については、そういう業者さんにできるだけさせようじゃないかと、これが合特法の一つの骨子です。そういう中でこういう流れになったわけではありますが、これは業者さんをこの検査をするための会社を合併してつくっていただいて、そこに委託をしていると。こういうことを今まで背景、経過から言いますと、そういうことでございます。

なお、具体的にはあと課長が。

○議長（中島邦保君）

藤家下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

先ほどありました合特法によりまして、関連で市内の業者さん、藤津清掃、それから有明

清掃、鹿島清掃社、3社でつくられたのが、エコノスという会社でございます。ここで合併浄化槽についての維持管理をされております。それから私どもの方でも委託といたしましては、終末処理場の汚泥の運搬、それから管渠の清掃等の委託もしていただいております。料金につきましては、これは県内の協会で決められているということでございます。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

確かにそういう経過の中で、こういう実態が盛り出されているのはわかりますが、利用する側の立場というのもあると思うんですよ。特に今日のような経済情勢ですから、余計そうであるし、これまでやっていたのと余りにも差が出てき過ぎたというようなこともあると思うんですね。それで、私は思いますが、業者の人はそれなりのことも必要だと思いますが、そういう業者の人たちの体系が変わったということで、そういう方法を三者一緒になってとられたということですが、じゃ、それをただそのまま利用者の人だけにということになっては、やっぱり利用者に対してもよくないと思うわけで、やはりこの問題について、私は利用者の人からにはやっぱりある程度の今の段階での引き下げの考えだって必要じゃないかと思うんですよ。私こう思ってみますと、そればするぎもう高くなるけんせんがましばいというような、そういう声も聞いたんですよ。今結構ここで見ますと、毎回予算の中には補助金が組まれていくのを見ておりますが、しかし、それにしても、こういうふうな経済状況がますます進んでくると、何をどう掲載していくかというようなことで大変になってくるわけで、ある方はおっしゃっていました。最近その方はされていたようですが、確かに補助金はいただく。設置のときの補助金はね。補助金はいただくけど、後が長いと。後の維持管理をしていくのが大変だから、それが何とかならないだろうかという御意見が出されております。引き下げをするということをお願ひしたいと思うんですがね。そうなりますと、業者の人たちがどうなるかということになると思いますが、そのところの業者に対しては、やはり行政が対応するというのを私は考えるべきだと思いますが、今ここで、はい、じゃやしましょうということにならないと思いますが、これから先のことを考えますと、これはただ単にそれを利用される方たちだけじゃなくて、環境の問題も含まってくるわけですから、これは当然市が何らかの形で利用者の人に安くした分を行政が見ていくというようなことはやりながらでも、そういう使用する人たちの要求にこたえていくことが必要じゃないかと思は思いますがね、市長その辺どうでしょう。

○議長（中島邦保君）

山口建設環境部長。

○建設環境部長（山口平七君）

22番議員にお答えをしたいと思は思いますが、まず、合併浄化槽の設置をする場合に申

請書を出さにゃいかんと。その時点で保健所の方で一応こういう法定の検査を受けにゃいかんというようなことで、年間どのくらいのお金が必要ですよというふうな説明があります。それを設置者の方は了解をされて申請されるわけでございますけれども、ただいまあります引き下げですね、余り高いというようなことでございましょうけれども、私も合併浄化槽をつけておりまして、高いような気もいたさないわけでもございますけれども、この制度につきましては、今現在、ただいま22番議員もおっしゃいますように、じゃそれじゃ下げようにしますというようなことも、これはちょっと言えない。価格については、協会の方で設定をしてあるというようなことで、これは県内統一をされているというような関係もございしますので、その辺もう少し私どもも勉強をやってみないと、このように思っております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

高いか安いかというのは、利用者の方が、これまでのくみ取りをしていたときの状況と比べて非常に高いという実感を持たれているのは事実ですね。それから、確かに協会の方で県内統一はされていると思いますがね、何でもそうですね、県がしよるけん、国がしよるけんということで、鹿島の自主性はないのかと言いたくなります。本当にこれは何度も同じこと申し上げますが、ただ単にそこを利用されている人たちの問題だけでなく、環境の問題も含めてになるわけですから、それなりの対応を市がするのはおかしくないと思うんですね。だから、どうしてもその分のお金が必要だということになるなら、利用者の方は免除を、幾らかの手数料の引き下げなどをするというようなことで、その分については市がやっぱり大変な今日だとわかりますよ。わかりますけど、そういう対応をしながら皆さんの要求にこたえていくということをやっていただきたいと私は思っております。何かありましたらお願いします。

○議長（中島邦保君）

山口建設環境部長。

○建設環境部長（山口平七君）

お答えいたします。

先ほどもう少し勉強をさせてくださいというようなことで答弁をいたしておりましたけれども、私の勉強不足というふうなこともありまして、これは業者との関係ですけれども、平成14年度の4月1日から行政との話し合いで鹿島地区については料金の値下げが行われたということでございます。そういうことで、額については幾らというふうなことがまだはっきりしておりませんが、そういうことで、その方向に進んでいるということだけは間違いのないようでございます。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

ちょっと今の答弁は理解しにくかったです。4月1日から業者との話し合いで引き下げが行われたが、額についてははっきりしていないというのは、もう去年の4月1日に行われたので、まだ額についてははっきりしてないんですか。15年の4月からと言うのなら理解できますが。

○議長（中島邦保君）

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（中島邦保君）

再開いたします。

山口建設環境部長。

○建設環境部長（山口平七君）

どうも失礼しました。確かに平成14年度に行政との話し合いで、これ業者等ですけれども、料金の値下げの協議が行われたということで、14年の4月1日から維持管理の1回につき10人槽が4,520円でございますけれども、これが4千円、520円の減額というようなことで話がついております。（発言する者あり）年に6回やっておりますけれども、それが1回につき4,520円が4千円に改定をされた。520円の値引き額というようなことでございまして、年間にしますと約4千円ぐらいの値引きになったというようなことでございます。そういうことで、今後もこのように話し合いの中でできるというようなことでございますので、住民の声を聞きながら、またいろいろな交渉も今後やっていかにやいかんとじゃないかなと考えております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

今の説明で14年度から年間約4千円ぐらいは安くなったということで、これは一律そういうことですが、非常にこの取り扱いについては問題があるわけですね。くみ取りなんかは人数によってはそれぞれの量で料金が決まっていたと思いますからね、問題なかったわけですが、この場合は、検査量は人数多うなし、少のうなし、どれだけ利用するかによっては何も関係なかわけですね。だから、そういう面とかいろんな矛盾があるわけで、こういうふうに14年度、これだけ値下がりした後の意見として入ってきているわけで、まだまだやっぱり高いと皆さんが実感をされているのは事実だと思うんですね。そういう面から今のお話ではまだ進展できる要素はあると思いますので、ぜひ話し合いの上で皆さんの要求にこたえるよ

うな対応をしてもらいたいということが一つ。それともう一つお尋ねしますのは、じゃその4千円ぐらい安くなったことで業者の人からの問題はなかったんですか。業者の人にとってみたら収入は減るわけでしょう。ということになれば大変な問題だと思います。業者からしたらですね。それに対しては行政が何らかの対応をされたのか、私は当然すべきだと思いますが、その辺はどうだったのか、わかっていますか、おわかりでしたらお知らせください。

○議長（中島邦保君）

山口建設環境部長。

○建設環境部長（山口平七君）

お答えいたします。

これは先ほども申し上げますように、業者と行政との話し合いの中で決定をされたというようにございまして、市の方から一方的に、これは値下げをしてほしいというようなことじゃなくて、納得をされての値下げというように私は解釈をいたしております。それで、先ほど申しあげました10人槽が、先ほど申しあげましたですけれども、またこの下に8人槽がございまして。これが4,340円が3,800円になったということと、7人槽以下が4,240円が3,700円になったと。容量によってずっと値引き額といいますか、これも多くなってきているというようなこととございまして。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

今の御説明では、業者は納得の上でそうさったと。確かにそれはそうでしょうけど、当然のこととして、それでも業者の人たちの収入が減るわけですね。だけん納得しとんさったけんが、うん、そがんやっつろうと思うとったじゃ済まんと思はるわけですよ、業者の人に対してはね。だから、どう対応しましたかと言ったのに対しては、ありませんが何もせんやっつたのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

業者さんに対しては特段何もしておりません。（発言する者あり）話し合いはいたしましたけれども、その後の補助とかなんとか、そういった関係については何も手当はいたしておりません。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

この件については最後にしますが、もともとこの取り組みというのがくみ取りの体制が変

わってきた、公共下水道に進んできたということでされてきたわけで、結局そのまましとつたら業者の人の収入がなくなるということが問題だったと思いますが、その後、そういう対応をすることによって、業者の人たちの、極端に言えば、この仕事は業者さんにしてみてふえてきているのか、それとも横ばいなのか、減ってきているのか、どうなんですか。これは浄化槽の設置によって大体わかると思いますが、その辺はどうなっていますか、最初の入り口からすれば。最初からすれば、もちろんふえていると思いますが、最近の状況というのはどうですか。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは鹿島・藤津地区衛生施設組合にいわれる投入量といいますか、持ち込み量、量ですね、ボリューム、これは実はふえております。したがって、先ほどの御質問に対する答弁としては全体的にはふえていると。ただ、この内容をちょっと検討しておりますが、実は私たちはあそこは1日の処理量が110立方メートルということで計算をして新しい施設をつくりましたが、現実に運営していくうちに、公共下水道等がふえてきたら持ち込み量は減るだろうという想定のもとに110というふうなキャパシティでやっておりましたが、現実にはそれを超えてきたんですね。何でかな、何でかなと。これは簡単に言いますと、簡易水洗ですね。これは排せつした量に加えて、水をそこの中にまた入れますので、こういう関係で実際は持ち込み量としてはふえておると、こういうことです。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

業者の方たちの方とも十分に協議しながら、やっぱり営業が成り立つような対応をするのも行政の仕事だと思しますので、あわせてお願いをしておきたいと思えます。

戻りますが、30ページの中に同和対策集会所の運営事業補助金というので、これは減額ですが、これに関連をしてお尋ねをしたいと思えますが、今、同和集会所が二つあるわけですが、実は私は同和問題をよく指摘するにすれば、あそこの会場を使うんですね。なし使うかにかやあとどなたかが疑問におっしゃいますが、しかし、私はせっかくある同和専属の集会所じゃなくて、市の施設だと思っていますし、特に下の集会所ができて名前を決めるときに、わざわざ同和集会所とせんでいいじゃないかと、すべての市民の人たちが気安く使えるように集会所とか公民館とか、ほかのコミュニティー施設ということで、確かにそういうお金を使ってつくるんだけど、そういう形にすべきじゃないかということで大分もう何十年前ですが、主張したのを覚えています。そういうこともありましてじゃないですが、あそこは本当に利用しやすいので使わせてもらっていますが、やっぱりもっともってあそこは皆さ

んたちに利用してもらおうということが必要だと思いますが、そういう面からいきまして、もうここで思い切って、あの同和集会所の名前を変えたらどうかと思うんですよ。何も関係なかわけですよ、内容的にはね。そりゃ象徴だから、その名前をつけんといかんのかもわかりませんが、この時期に至って、もう年数も大分20年ぐらい、もっとなってますかね——たっていると思いますが、ぜひそういう形でもっと市民の人たち、周辺の人たちが自分たちも自分たちの集会所として使えるような対応をして、大いに利用したらどうかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（中島邦保君）

田中同和対策課長。

○同和対策課長（田中義明君）

松尾議員には同和教育集会所の御利用いただきまして本当ありがとうございます。御存じのように、教育集会所は上の方が先にできまして、部落解放同盟が主にされています。それから下の方がその後のできまして、全日本同和会の同和教育集会所というふうな名前ですけれども、運動団体がそれぞれ事務所としても使用しております。もちろん、一般の人たちにも運動団体も快く開放していただいておりますけれども、そのように趣旨がちよっと違いますので、この名称の方は運動団体との協議になってくるかと思います。それで、市民の方に利用していただく分には今無料で開放しておりますので、自由に使っていただくようにということをお願いいたしております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

あそこの事務所の人たちの対応も非常によくしていただくんですよ。だから、余計あそこに行くわけですが、ぜひ今の答弁はそれで仕方ないでしょう。おたくがどうするという事は言えないと思いますが、しかし、やっぱり今の流れの中で、早く市民のものとしてみんなが使えるようなものにしていただきたいと、これは要求をしておきます。

最後にしたいと思いますが、商工関係でお尋ねをしたいと思います。ここに云々ということじゃないですが、この不況の中で事業の縮小だとか倒産だとかというのが、鹿島市でも全国的な行政の流れと同じような形で出ていますが、この14年度で鹿島市で縮小といったらどの辺までかちよっと理解しにくいと思いますので、鹿島で仕事を畳まなくては行けなかったのがどれくらいあるのか、わかっていたら教えてください。

○議長（中島邦保君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

14年度中に市内で企業の倒産ということは、商工会議所等ともお話をしておりましたけれども、幸いにして余りないというふうなことを聞いております。ただ、我々が今耳にしておりますのは、一つは、新聞で出ておりましたけれども、3月31日で市内の企業が自主的に廃業をするというふうなことは確認をいたしておるところであります。

以上です。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

私は今の答弁を聞いて、もう非常に残念でなりません。（発言する者あり）どこが倒産はいいですがね、市は何であろうと鹿島市の状況というのをしっかり私はとらえておく必要があると思うんですよ。今の答弁では、市内の倒産は商工会に聞けば余りないということ聞いています。これは行政として恥ずかしいことですよ、こういう答弁は。鹿島市の行政、企業、その他がどういう状況にあるかというのは担当の商工課はつかんどかんといかんと私は思うですよ。こういう状況なら本当に予算の中だって、本来ならこの大事な時期の最終予算の補正で、もっとそれなりの対応の予算が出てきたっておかしくないんですがね、ないですよね。なぜかという、こんな状況ですからないですよ。余りにも無責任だと言われたってしょうのないことじゃないですか。鹿島市の企業がどうなのか、こういう状況だから、本当に一つ一つやっぱりとらえておくということが私は大事だと思います。

それともう一点、そういう中で今度は働く人たちが仕事をなくしてきていますが、これは鹿島だけじゃないですが、鹿島なんか零細業が多いですから、これは加工にしたって、それから販売業にしたってそうですが、零細も零細、経営されている人たち自体も本当に大変な状況ですから、従業員の人たちにやめるに当たって、十分な手だてがとれないというような実態があるんですね。そして、残念なのは十分な給料さえ払わないでやめさせなくてはいけないという実態もあるんです。ここでなんですよね。そういう目に遭った人たちの相談に行く場所がないんですよ。

私は以前も議会の中で、そういう時期だから緊急に不況対策の相談窓口、名前は別の言い方でしたと思いますがね、そういうのをつくるべきだということも言ったことがあると思いますがね。私はこういうことこそ、今、積極的に行政が手をつけなくてはいけないんじゃないかと思うんですよ。例えば、1件、私が今もう間もなく処理できるんじゃないかと思いますが、行くところがなくて、もうどうしていいかわからないで労働者の人たちが2カ月、3カ月困っていらっしやるところに、幸い私が出くわしまして、どうしたらいいですかということで対応をしたんですがね、そういう人たちが本当に当然取れるお金も取れない。じゃどこにそれを持って行って相談していいかというところがわからないんですよ。だから、今の時期だから、私は行政がもっと積極的にそういう窓口をつくって対応すべきだと思うん

ですよ。しかし、今のように、「聞いたところでは余りありません」なんてね、これじゃ本当にそういうことができるはずがないですね。それから倒産までいかなくても、業務が縮小されたことによって仕事の間を追われた人、こういう人もいっぱいいるわけですよ。だから、今からでも遅くないと思うんですよ。今本当にそういう人がいっぱいいます。そういう人たちのための、いやうちに来るぎ相談に乗るですよと、これではなかなか行きにくいんですよ。あそこの受け付けのところにもありますが、やっぱりそれはそれとして、特別の対応をしても、私は今の不況対策といいますか、不況に対しての働く人はもちろんですが、企業ですね、商売をする人たちの立場に立った相談の窓口をつくっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中島邦保君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず、企業等の議員から御指摘の相談窓口につきましては、たしか平成13年の9月ぐらいの議会で、そういうふうなお話をされたことだと思っておりますので、商工観光課の方としては、商工会議所の金融相談委員さんたちとも相談をしながら、月1回金融相談窓口ということで、市民会館のサロンの方で窓口を設けてきたところでありまして、それから、離職者につきましては、現在、ハローワークの方でもかなり力を入れていただいております。ことしの2月からも個別求人開拓推進委員という制度を設けていただいて、それぞれ離職者の方や、それから就職意欲の高い特定の求職者についても本人さんの希望、条件等を考慮しながら個別的に求人の開拓もしていただいております。それから、特定の事業者に就職を希望する求職者の人のためにも、その職歴等の情報を求人開拓の実施に努めていらっしゃるところであります。それからまた、当然求人者に対しましても求職者情報等を個別に提供しながら、現在求人対策について当たっていただいているところでありますけれども、そういう状況であります。鹿島市としても5月、来年度になりましたら、当然職業安定所の方が個別的に企業訪問等で求人開拓をしていただいておりますが、我々としてもそれに同行をしながら、より求人雇用に向けては力を尽くしていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（中島邦保君）

矢野産業部長。

○産業部長（矢野 正君）

私の方から若干お答えをいたします。

ただいま課長が申し上げましたとおりでございますが、特に今回商工会議所を含めてハロ

ワーク、所長以下役職員の方も含めて随時精力的にこの分野での取り組みの強化をするという確認をいたしておりますし、個別求人の開拓推進委員、このことも立ち上げまして、行政で我々でできる可能な限りの範囲で最大限の努力をしていく。一定の限界はあろうかと思えますけれども、情報の発信、受信を含めてですね、足腰を十分締めながら、今後も対応していくということで、この厳しい情勢に行政としても精いっぱい努力を続けていきたいと、このように双方で確認をしながらですね、今後の展望を開いていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

矢野部長が非常に力強く確信を持っておっしゃってもらったんですが、そこに行く前が大変なんですよ。相談を受けられたことがありますか。仕事をなくしたり、仕事が縮小されて、特に今母子家庭の多い中で、仕事を探すのももちろんでしょうが、それまでの合い中が大変なんですよ。そこんところをやるのが行政の仕事なんですよ。だから、今課長や部長が答弁されたことは、確かにそれも大事ですが、その前の段階の窓口を市役所がつかないと、そこんところはこういう形の中ではなかなか相談しにくいんですよ。ですから、ぜひだれもが本当に市役所に相談に行くというのは、本当ほかの官公庁もそうですが、なかなか行きにくいところなんですよ。私たちこれだけ来よるけど、なかなか課に行って行きにくかですよ。

だから、そういうことですから、常時相談を受けられるような体制をやっぱり週に何回とか、月1回とかいうんじゃないで、私は準備を今はするときだと思いたすがね。例えば、そうでしょう。仕事がなくなって、子供だけ抱えた、もちろん御夫婦そろっておられるところでも、今は御夫婦そろってリストラに遭われたところもあるわけで、じゃすぐ子供の問題でどうしたらいいとか、医療費の問題でどうしたらいいとか、いろんな問題が付随してくるんですよ。そこんところからやらんといかんのですよ、こういう時期になると。そこに対応できるのは行政なんですよ。行政がしなくちゃいけないですよ。行政の仕事なんですよ。その窓口が鹿島には全くないとは言えないでしょうね、福祉とかどこも行けますから。しかし、弱いんですよ。だから、その体制をしっかりとっていただきたいということを私は言っておりますが、もう一度再度お答えを。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市民の皆さんにはいろんな状況がありまして、それに的確に行政としては対応をやっぱりしていく必要があります。ただ、その対応の仕方としては国、県、市町村おのおの役割分担があります。こういうことで行政は対応しようと。そして全体として対応できればそれでい

いじゃないかという発想であります。その役割分担をやりながら、お互いに国、県、市町村が協調、協力をしながらやっている。だから、その問題点によって、主にこれを受け持つのは県だ、この問題に対しては市だと、こういう、例えば、ごみ処理なんかでもそうでしょう。産業廃棄物は都道府県が受け持つ、あるいは一般廃棄物については市町村が役割を受け持つ。だからといって、産業廃棄物の問題だから市が何にも知りませんと、こういうことじゃないわけで、それについても市の方で、その主体者である県の方に住民との橋渡しを試みたり、あるいは説明を試みたり、こういうことは当然あるわけでございまして、役割分担と協調をしながら、それぞれ住民の要望にこたえていくと、こういうやり方でやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

再度申し上げますが、今、市長がおっしゃったように、国、県、市、いろんな役割があると思いますが、市民のそれぞれは、じゃこれをどこに、ここにということはわからないんです。一番の窓口は市なんですよね。だから、その市の中で受け入れやすい体制をとっていただくということしかないんですよ。行き場所ないんですよ。だから、そのところをよく理解していただいて、そういう窓口をしっかりとつくっていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第9．議案第16号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第16号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書は23ページでございますが、別冊の予算書にて御説明いたします。

今回の補正につきましては、建設事業費及び経常経費の事業確定に伴う充当財源の増減調整と国の1次補正による建設事業費の増とあわせまして、繰越明許費について補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,153,792千円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条 繰越明許費は、5ページの「第2表」に計上いたしておりますが、補助事業等で取り組んでおります事業が年度内に完了することが困難となりましたので、国の1次補正による建設事業費とあわせまして、地方自治法213条第1項の規定により、平成15年度に繰り越しをお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正は、6ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

7ページから8ページは省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。

それでは、歳入から御説明いたします。

1款．分担金及び負担金、1項1目．下水道費負担金でございますが、これは現年度の受益者負担金の増加によるもので、1,400千円の補正をいたしております。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道使用料2,600千円を増額いたしております。これは水洗化世帯の増加に伴う使用料の増でございます。

11ページをお願いします。

3款1項1目．公共下水道費国庫補助金8,000千円でございますが、これは国の1次補正によります建設事業費の増加に伴い、国庫補助金の増となるものでございます。

12ページをお願いいたします。

4款1項1目. 一般会計繰入金 2,823千円を減額しております。これは説明欄に上げておりますとおり、それぞれ事業確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款1項2目. 過料59千円でございますが、これは下水道条例第32条の規定による過料でございます。

14ページをお願いいたします。

7款1項1目. 公共下水道事業債 800千円は、国の1次補正によります建設事業費の増によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページでございます。

1款1項1目. 総務管理費 1,597千円の減額、主なものは13節. 委託料の事業確定によるものでございます。

2目. 維持管理費 477千円の減額は、決算見込みによる減額でございます。

3目. 浄化センター費 113千円増額いたしております。これは人件費の決算見込みによる増と、13節. 委託料、11節の需用費より組み替えるものでございます。

16ページをお願いいたします。

1款2項1目. 建設事業費14,982千円の増額でございます。

主なものは13節. 委託料の事業確定に伴う減額と国の経済対策による1次補正をあわせて、15節の工事請負費へ増額するものでございます。

17ページでございます。

2款1項2目. 利子でございますが、2,985千円減額いたしております。これは長期債利子の変更によるものでございます。

18ページから19ページの給与費明細書、それから20ページの地方債に関する調書については説明を省略させていただきます。

以上で終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

下水道の工事の発注の今の業務ですね、今年度は抽選式指名競争入札の導入ということで1年間過ぎるわけですが、その中で、うちの基準として、多分工事の金額によってA、B、Cなり、そういう基準をつけられておると思うんですが、その工事の出方がランク別に出た場合に、いわゆる今の状況でいくと、どうも土木のAの方の工事量が、あるいは件数が非常に少ないということになるのではないだろうかと思うんですが、今の実績はどのような形で出ておりますでしょうか。なかったら後でもいいですけど。

というのは、いわゆるAクラスの工事量が少ないために、Aの工事、Aの資格を持っている方は仕事がないわけですよ。件数が少ないですから、ないわけですよ。該当しない。Bはある程度管渠工事とかなんかである程度件数もあると。そこら付近の実績、どういう形なのか、いわゆる仕事がないということになるわけですから、せいけん、できればそういう仕事がかこれからますます件数も金額も少なくなっていくんですよ。そうすると、いわゆるAとBとの境目をできれば今後なくしてもらってですよ、やっぱり指名に入りやすいような形にしないと、そういう不平等じゃないけれども、そういうのが出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、実際抽選式指名競争入札を導入した結果、下水道事業においてどのようなものが出てきて、どのようなものが解消されてなっているものかお聞きをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

今私どもの方でA級に発注いたしております件数でございますけれども、今年度は5件でございます。B級につきましては4件でございます。

○議長（中島邦保君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今のですと、私の思惑とちょっと違うんですが、いわゆる僕は受注機会をふやせという意味で、AとBとのランクを外して、技術的にも余り難しくないし、今後の出方としては、乙丸のポンプ場ぐらいが技術的に難しいかなと。あとの管渠工事については、AもBも技術能力は変わらないだろうと、それならいっそのこと、A、Bの境目を外して、受注機会をふやしてもらったらいいなあというような意見を言おうかなと思っていたら、ことしはたまたまそういうことなんでしょうけども。その抽選式の指名競争入札について、実際どうなんですか、現場として。例えば、指名業者からの感想とか、そういうのはどうなんですか。県内では私はもうどこもやっていないということで思っておりますが、今後15年度も多分続けないという報告は今ありませんので、恐らく続けていかれるんでしょうけれども、実際14年度の、これは下水道関係で今下水道の予算ですから、下水道だけに限って業者での問題はどうか、別に感想はありませんですか。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私のところでは、特段御意見等は聞いておりません。

○議長（中島邦保君）

淵上助役。

○助役（淵上勝幸君）

お尋ねの工事発注の仕方というようなことですが、これは具体的には先ほど議員おっしゃいますように、A級、B級、境目をなくせばどうかといったようなことですが、これは県の経営能力審査ですか、これに基づきまして、A級からD級、C級外でございしますが、というようなランクづけがあるわけですが、これは先ほど申されますように、この資金力と技術力とかいろいろあるわけですが、そういうことに見合った金額での工事発注というようなことになるわけですが、これはちょっと外すというようなことは考えられないと思います。ただ、地元企業育成というような面にも十分留意をしていくといったようなことは、私たちとして必要ではないかと思うわけですが、この工事の発注をする場合の、例えば、道路だったら延長が100メートルだったらA級の金額になると。それを半分すればB級とか、これは例えばですけど、こういうふうなことをびたっと当てはめるかどうかはわかりませんが、そういうふうな配慮はある程度必要ではないかというふうにも思います。

○議長（中島邦保君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

公共事業については、皆さん下水道に限らず、一般土木含めて仕事量そのものが少なくなっておるわけですね。その中で地元の業者をいかように育成していくかという大変な今時期だと思っております。業界自体の不祥事もあった。その後やはりかなり受注量も落ち込み、施工量も落ちていきますので、助役が言われたような経審の結果にしても、今年度はいいかもしれんけれども、この次の審査のときにはランク落ちをするというようなことで、かなり市内の企業については移動があらうと思うんですね。そういうときにどのように、いわゆる少なくとも市の発注工事については市内の業者をどう育成していくかということに今後なろうと思えます。特に抽選式を今後続けていくということであれば、改めてそこら付近の検証も含めて15年度予算に反映させていただきたいという、これは取り扱いの問題でございしますから、できるだけ執行部でできるものはそのような形で努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中島邦保君）

ほかにありませんか。19番東邦彦君。

○19番（東 邦彦君）

19番東です。ここのポンプ場におきましてちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、この予算とか、あるいは繰越明許費とか、こういうふうな中身についての質問じゃございませ

ん。今回はもう私もそのようでございますので、例えば、最後というふうに皆さんが言われますので、この問題についてもそのことでひとつぜひ北鹿島に着手されているポンプ場でございますので、私たちもスタートの時点からこれは勉強させていただきますので、お尋ねしておきます。

と申しますのは、今まで鹿島市の雨水ポンプ場、あるいは汚水ポンプ場、すべてのポンプ場を発注方法が全部一括発注で、JVの一般競争入札でされてきているわけでございます。しかし、今回のこの乙丸ポンプ場に限っては、ずっと小さく切って、このような発注をされております。最初からいけば取りつけ道路、放流口、放流橋の側溝工事ですか、それから本体工事のくい打ちですか、それから本体、建物に入っては、今から電気設備、建屋の機械です、小さく割って、恐らく発注の件数でいけば相当な件数になるかというように思います。それで、これは北鹿島の一番幹線水路の汚水幹線のポンプ場でございますので、威力も一番大きいわけでございます。鹿島市の恐らく16あるポンプ場の中では、今度でき上がったら17番目だと思いますけど、相当な威力でございますから、万が一完成の暁に異常を来した場合には、このような部分的な発注をして、一本の組み立てをした場合には、責任はどこに転嫁されるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議員おっしゃるように、工事については、そういう手順を踏んで今やっておりますけれども、異常を来した場合はどこが対応するのかということでございますけれども、一応工事については一定期間の瑕疵等はございます。業者の責任ですね。ただ、おっしゃるように、具体的にどこがどうということじゃないと、一概にどこがどうとお返事も異常が来した場所とか状況とかにもよりますので、なかなか答弁は難しゅうございますけれども。ですから、業者さんの瑕疵ということであれば、当然それは業者さんが手直し等をやっていただくということになります。

○議長（中島邦保君）

19番東邦彦君。

○19番（東 邦彦君）

その辺にいけば、当然そういうふうなことは完成の暁にアフターサービスの場合で、万が一故障を来した場合には、そのような業者分担になるかと思えます。ただ、一昨年の鹿島市の不祥事のあの事故以来、このような発注の仕方をしてあるというふうに私は思うわけです。それで、結果的には、このように小さく細かく切って出した場合には、おのおのこれには経費が伴うわけでございますので、経費節減にはならんんじゃないかというふうに考えられますけど、その辺も含めて、恐らくは一本化するのと小さく出すのは、その辺の経費面も

変わるんじゃないかと。そして今何回も申し上げておる完成の暁の後の対応ですね、結局どこに責任分担があるかということが言われるわけですよ。年数が新しい間はそのようなことはないと思いますけど、ちょっとこの庁舎を繰り返してみますと、建てたところはここでございました。アフターを聞いた場合には、うちじゃございません、うちの上にもういっちょおりました。そのもういっちょ上にもおりましたと。結局はどなたが責任のあるようなことで、また手直しを外壁工事をされたわけでしょう。そのようなことが分担、分担で逃げられた場合には、このポンプ場のように何口も切ってやられた場合には、完成の暁にそういう結果が生まれまいかどうか、その辺をちょっと今工事中の段階で心配するものですから、ちょっとお尋ねするわけでございます。いかがでしょうか。

○議長（中島邦保君）

山口建設環境部長。

○建設環境部長（山口平七君）

お答えいたします。

乙丸ポンプ場に限ってのお話でございますので、私もそのように答弁をしていきたいと思っておりますけれども、以前は一括発注をされてきたというようなことでございますが、これは国の予算の関係で部分的に来て、発注をするというようなときもございました。そういうことで、これにつきましては工期の関係もございまして、そういうことで、これは国の補助事業で整備を進めているわけございまして、私どもが故意に小さく切って発注をしているというようなことじゃございません。予算がこれだけことはついたから、これだけの部分をやっていきますよというようなことで発注のやり方をやっております。これは今までもそのようなことで発注をしてきているというようなことでございます。

そういうことで、例えば、下部工についてはAという業者がした、それからその横については、またBという業者がしてきたと、そして何かあったときにはだれが責任を持つのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、単年度、単年度ちゃんとした検査等も管理をさせてやっていくわけでございますので、その辺については後々そういうことがないように私どもも努力はしていかにやいかんというようなことでございます。万が一そういうことで何か出てきた場合には、業者の責任、あるいは自然的なものであるのか、その辺を解明していかにやいかんと思っておりますけれども、業者の責任というようなことになってきますと、これはもう当然業者の方でやっていただくというふうなことになってきます。

以上です。

○議長（中島邦保君）

19番東邦彦君。

○19番（東 邦彦君）

山口部長が言われたことはよくわかります。今後ここを退職されても責任上ひとつ何かあ

った場合にはお尋ねする機会もあろうかと思えます。同じ鹿島に住む住居人でございますので、ただ、一つ心配することを申し上げておきます。このポンプ場についてじゃございません。今管渠を北鹿島の推進工法で乙丸までやっていただきました。その業者が福岡の業者でございましたもんね。そしてその福岡の業者が、やっぱり福岡県で工事するような工事をされて、恐らくはあの乙丸の三差路の道路の真ん中を推進するときいろいろ苦情が出ております。市役所にも恐らく何回となく電話があつてみたりしているのは事実でございます。ですから、いっちょいっちょ私もそれにかかつて答弁したわけじゃございませんけど、こういうことはありますから、努めて我慢してくださいとか、業者が違いますからちょっとばかり我慢してくださいとか、いろいろ地元には私も説明に行つて、そのような苦情を申される方にも耳にタコのできるごと申し上げはしましたけど、そのような工事が非常に後々に響くわけですよ。万が一これを完成の暁に、何かのここのアフターサービスがちょっと外れたようなことがあれば、そのような住民の方がまたポンプ場にいろいろな指摘をしはしないかというようなことを私はちょっとここで感じておるわけです。ですから、完成の暁に供用開始をしてからいろいろな事故がなければいいがなというようなことの心配を、もうこの席はきょう限りでこの補正は、後はもう私がほえるところはございません。外からほえても届きませんので、あえて北鹿島の乙丸ポンプ場でございますから申し上げておきます。こういうふうなことの先々行政にはそのような声を責めてくる人が、住民がいらっしゃるわけです。ですから、私はそれを心配の向きにちょっとここで議事録に残っておけば、そのときにまたそれを引き出して住民の方に説明もできます。私もその議事録をなぜ大事にしておくか、あとの印刷物は全部もう焼却しますけど、ここで議事録をつくってもらったのは全部16年間のをためております。ですから、それを引っ張り出して、何月何日に何の工事と言えば、それ載っておりますので、住民の方には十分説明をできるように、私はそのようなことも今後やっていかにやいけないということでございますので、これに関しては、そのような心配の向きがございましたので、ちょっとお尋ねいたします。

それで、いえ、そういうことはございませんと、ぴしゃつとした設計も、そのような設計が日本一流の設計がしておりますので、後々に何も心配ございませんということであればです、もう私もこれ以上はこれには質問する必要はございませんので、いかがでしょうか、市長、そのことについて。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それぞれの設計、施工、一貫してすぐれた業者さんが入札に参加をされて、その中で落とされてやってもらっているということでございますので、そういう点では信頼をしているわけでありまして、御指摘のように、もし何かあった場合は、私たちとしてはもう迅速に対応

して、またもしこれが業者の責任ということで判明しますと、やっぱりそのあたりはちゃんとした対応をしていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第16号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分より始めます。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第17号

○議長（中島邦保君）

それでは次に、日程第10. 議案第17号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

議案第17号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の予算書で説明をいたします。

今回の補正は、歳入予算の組み替えと、歳出では事業等の確定によります減額補正を行うものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ15,223千円といたすものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の不動産売払収入は、谷田工場団地の売却を見込んで計上いたしておりましたが、今年度も売却の見込みが立たないことになりましたので、15,200千円を減額するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般会計繰入金は15,804千円を増額いたしておりますが、これは未売却に伴います財源の調整として、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

8ページの3款1項1目の繰越金16千円は、13年度からの繰り越し分を今回計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いします。

1款1項1目の工業用地取得造成事業は、事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、10ページをお願いします。

2款1項1目及び2目につきましては、財源内訳の組み替えということで計上をいたしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第11. 議案第18号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

それでは、議案第18号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書は25ページでございますが、別紙資料によりまして説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出補正予算について掲げております。

歳入歳出それぞれ 158,120千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,881,626千円といたすものでございます。

次、9ページ、事項別明細により御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

1款1項の国民健康保険税でございますが、一般被保険者の国民健康保険税と退職者被保険者等国民健康保険税につきまして、それぞれ医療給付費、介護給付費等で、それぞれの決算見込みによる増減をいたしております。補正額で28,830千円いたしております。

次、10ページをお開き願いたいと思います。

3款1項でございますが、1目から2目まででございますが、それぞれ事務事業費について補正をいたしております。特に老人保健、療養給付費等の負担金でございますが、老人保健医療拠出金増額につきましては、これは12年度の医療費の精算と14年度の概算による増減の調整をいたしている分でございます。今回45,692千円補正をいたしております。

次、11ページをお願いします。

3款2項1目の財政調整交付金でございますが、28,219千円、今回補正をいたしております。これは当初予算の療養費と、今回確定見込みの増を見込んでいる予算でございます。

次、12ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目でございますが、39,071千円を補正いたしております。これは退職者被保険者等の療養費等で、支払基金からの交付金でございます。

それから、13ページでございます。

5款1項の共同事業交付金でございますが、今回 6,471千円減額をいたしておりますが、実績に伴います国民健康保険連合会からの交付金の減によるものでございます。

次、14ページをお開き願いたいと思います。

6款1項の利子及び配当金でございますが、316千円減額いたしております。

次、15ページでございますが、7款の基金繰入金でございますが、24,000千円減額をいたしております。これも見込みで調整をいたしている部分でございます。

次、16ページをお開き願いたいと思います。

繰入金でございますが、2項の他会計繰入金で今回46,309千円補正を増額いたしております。

す。

次、17ページでございますが、諸収入の雑入でございますが、1目から2目までそれぞれ786千円ということで増額をお願いいたしております。

次、18ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款1項でございますが、1目から2目までそれぞれ事務費なり事業費で、決算見込みということで計上させていただいております。今回374千円の減額をいたしております。

次に、19ページでございますが、運営協議会費でございますが、旅費の分ということで14千円減額をいたしております。

次、20ページでございますが、1款3項、徴税费でございますが、1目の賦課徴収費ということで1,660千円減額をいたしております。これは付記に書いているとおりでございますが、納税組合の奨励金等の減額によるものでございます。

それから、21ページでございますが、保険給付費の療養諸費でございますが、それぞれ1目から5目までの金額で13,054千円増額をいたしておりますが、決算見込みによる増減でございます。説明は付記に書いているとおりでございます。

次、22ページをお開き願いたいと思います。

2款の2項でございますが、1目から2目までそれぞれ金額で3,719千円の増額をいたしております。付記に書いているとおり、高額療養費等の増額分に伴う負担金でございます。

次に、23ページの保険給付費の出産育児一時金で300千円減額をいたしております。これは当初予算で80件の79件ということで、1名分減額をいたしております。

次、24ページでございますが、2款5項の葬祭費でございますが、875千円今回減額をいたしております。

次に、25ページでございますが、3款の老人保健拠出金でございますが、1項で、それぞれ1から2目で119,707千円の増額をいたしております。これは医療費等の拠出金の増額に伴うものと減額の調整でございます。

次に、26ページでございますが、4款の1項1目の介護納付金でございますが、3,562千円減額をいたしております。

それから次、27ページの5款、共同事業費拠出金の1項1目でございますが、3,675千円ということで減額をいたしております。

次、28ページでございますが、6款1項の1目から3目まででございますが、療養費の減額に伴います分といたしまして3,310千円減額をいたしております。

それから、29ページでございますが、基金積立金ということで、7款1項の1目でございますが、308千円減額をいたしております。

次、30ページでございますが、公債費といたしまして1,900千円減額をいたしております。

次、31ページでございますが、予備費といたしまして、今回37,618千円増額をいたしておりますが、今年度インフルエンザ等の流行もいたしているということで、金額は未確定でございますが、給付費を補うために増額ということで組まさせていただきます。

32ページは説明を省略いたしています。

以上で終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第12. 議案第19号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

議案第19号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

議案書では26ページでございます。

今回の補正は国民健康保険同様、昨年10月から実施されました老人保健制度改正に伴います公費負担割合の引き上げや高額療養費の補正等の見直しを行っております。

それでは、第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、それぞれ 148,738千円減額いたしまして、総額を 3,859,456千円といたすものでございます。

次、事項別明細で御説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項. 支払基金交付金でございますが、1 目から 2 目、それぞれ 171,245 千円減額をいたしております。これは老人医療給付対象者の年利引き上げが主な原因でございます。

次、7 ページをお開き願いたいと思います。

2 款 1 項の 1 目でございますが、12,960 千円増額いたしておりますが、これは支払基金の負担割合が 70% が 66% に改正になりました関係上によります増額でございます。

それから、8 ページの県支出金の県負担金でございますが、3,239 千円増額をいたしております。これは国の国庫負担金と同じような例でございまして、療養費の増額等に伴います県負担金の増額でございます。

それから、9 ページをお開き願いたいと思います。

4 款 1 項の 1 目でございますが、2,999 千円増額をいたしております。これは公費負担割合の増に伴います分でございます。

それから、6 款 3 項でございますが、第三者納付金ということで、3,309 千円今回増額をいたしておりますが、これは交通事故等に伴います予算でございまして、14 年度分の発生が多かったということで、3,309 千円増額をいたしております。

それから 11 ページ、歳出でございますけど、1 款 1 項の 1 目でございますが、これは一般管理費ということで、事務的経費といたしまして 351 千円増額をお願いいたしております。

それから、2 款 1 項でございますが、1 から 3 目までそれぞれ今後の執行見込みによります減額でございますが、149,089 千円減額をお願いいたしております。これは主なものとしたしましては説明に書いておきますとおり、療養費等の増額に伴います減額でございます。失礼しました。これはミスプリントでございまして、申しわけございません。「診療費等の増額」と書いてありますが、これは「減額」でございます。申しわけございません。訂正方お願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。22 番松尾征子君。

○22 番（松尾征子君）

簡単ですので、自席からお願いします。

最後、12 ページの医療給付費というところで今訂正がされましたが、医療費減額ということは、ここで減額になってはいますが、この分はということは、結局市民の人の方がこの分は支出がふえると理解すべきですかね、この減額された分は。ちょっと私今こんがらがってわかりません。医療費の減額、それから調剤、食事療養費、訪問看護、この分が、歳出は減っていますが、ということは、逆に市民の負担が今度ふえたと理解すべきですかね。

○議長（中島邦保君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えします。

補正の当初の説明で申し上げましたように、診療費が下がったという分でございます。老人保健の年齢の引き上げということに伴います減額分でございます。

○議長（中島邦保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第13. 議案第20号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

議案第20号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書は27ページでございますけれども、別冊の補正予算書によって御説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,221千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,237,190千円とするものでございます。これは決算見込みによるものでございまして、内容につきましては、最終7ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号～議案第22号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第14. 議案第21号、議案第22号 市道の路線認定についての2議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山本都市建設課長。

○都市建設課長（山本克樹君）

議案第21号と議案第22号の市道の路線認定につきまして、一括して説明をさせていただきたいと思えます。

議案書は28ページですが、説明資料の13ページ及び14ページで説明をさせていただきたいと思えます。

まず、説明資料の13ページをごらんください。13ページの右の下の方に凡例で表示をしておりますけれども、認定区間としてオレンジ色で着色している部分でございます。この路線は、国道444号線から市道大殿分～伏原線との合流地点までの延長190メートルの道路でございます。この道路は、蟻尾山公園にも通じる道路として通行量も多い道路でございます。市道の認定基準にも合致しております。

次、説明資料の14ページをお開きください。

同じくオレンジ色で着色しております道路でございます。藤ノ森団地のところの道路でございます。国道207号線から市道執行分～藤ノ森線に通じる150メートルの道路です。もともこの道路は幅が約3メートルの農道でございましたけれども、そして207号線からの連絡道路として通行量も多い道路でございました。藤ノ森団地が造成されるときに、現在の6メートルまで拡幅されております。幹線と幹線を結ぶ道路、いわゆる207と市道2を結ぶ道路であるということで、市道の認定基準にも合致しております。

以上で説明を終わりますが、この件につきましては、市道認定委員会を経てお諮りしておりますことを御報告申し上げまして、説明を終わります。

○議長（中島邦保君）

一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第21号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号

○議長（中島邦保君）

次に、日程第15. 議案第23号 市道の路線変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本都市建設課長。

○都市建設課長（山本克樹君）

議案第23号の市道の路線変更について御説明申し上げます。

説明資料の15ページで御説明をさせていただきたいと思います。

この路線は、大広木～矢筈線と言いまして、好日の園の前を通過、そして鮎越から矢筈に通じる延長約6キロの市道でございます。この市道の終点は太良町と境界を接しております。この15ページの図面の変更区間というのが赤ですけど、紫が太良町の町道ということでございます。今回の路線変更につきましては、太良町との境界でもあるということで、太良町の道路台帳と実は照合しましたところ、鹿島市側の50メートル区間が市道の認定漏れになっていたということが判明をいたしまして、この50メートル区間を現在の市道に追加をお願い

いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いをいたします。

○議長（中島邦保君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島邦保君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島邦保君）

起立全員であります。よって議案第23号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

次の会議は12日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時39分 散会